

農林水産物・食品の輸出促進について (最近の取組と今後の展開)



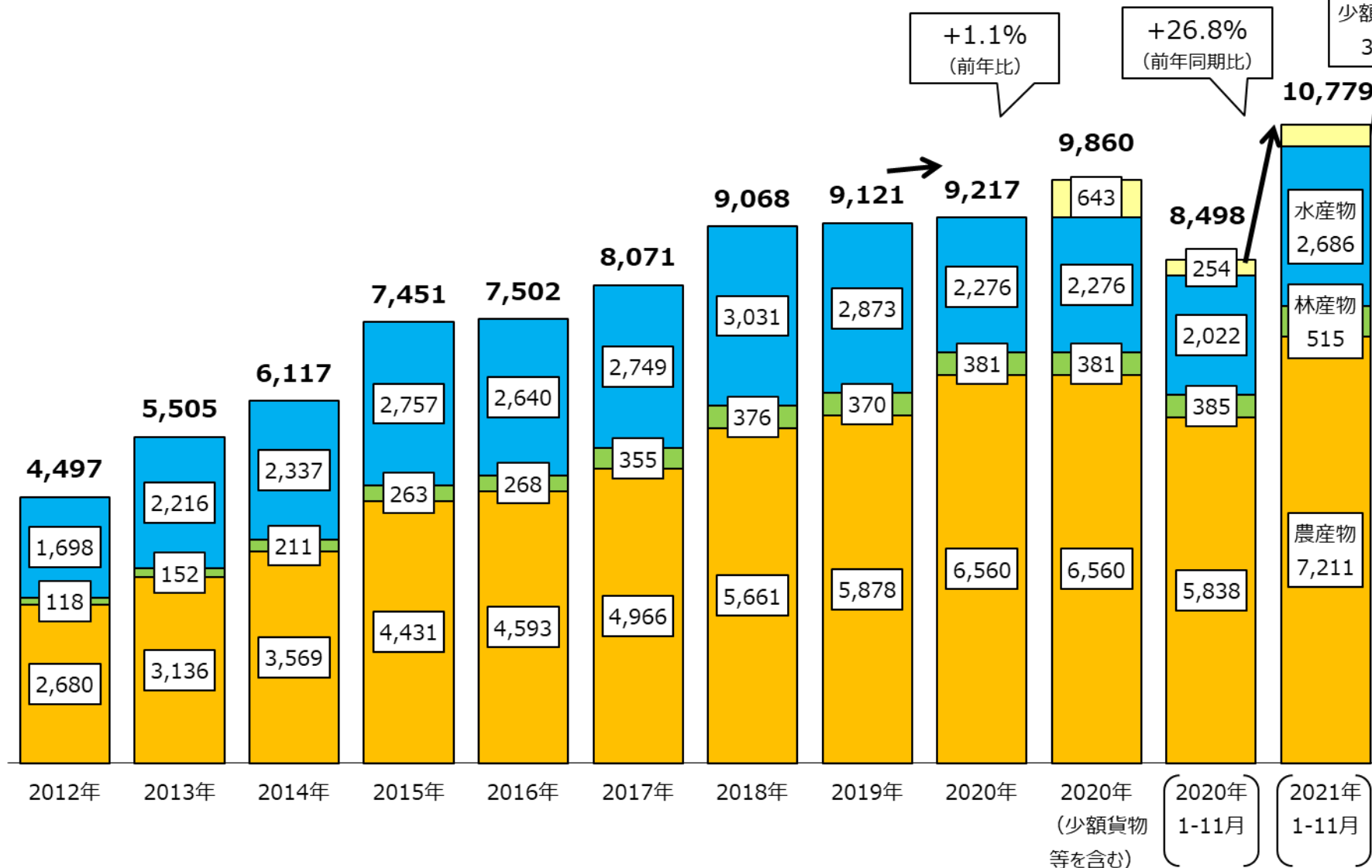
2022年1月

農林水産省

農林水産物・食品 輸出額の推移

農林水産省
輸出・国際局

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注：2020年1-11月及び2021年1-11月の輸出額にある「少額貨物」は、各年1-6月累計の少額貨物輸出額

政府の輸出促進政策



- 政府の輸出促進政策の方針は、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」が決定する「**農林水産業・地域の活力創造プラン**」において決定。
- 2019年4月、「**農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議**」を設置し、2019年6月、農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向けた課題と対応の方向を取りまとめ。
- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定。**
- 2020年4月、輸出促進法に基づき、政府全体の司令塔組織となる「**農林水産物・食品輸出本部**」を設置し、「**農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針・実行計画**」を策定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標を設定。**
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。

輸出先国の規制への対応（2020年の関係閣僚会議における議論）

- 農林水産物・食品の更なる輸出拡大に向け、輸出先国の規制への対応などの方策を検討するため、関係閣僚会議を開催。
- 輸出拡大に向けて喫緊に対応すべき課題約100項目をリストアップし、関係省庁がいつまでに何をすべきかの具体的な対応等を明確にした「工程表」を取りまとめ。
- 個別の課題への対応に加え、輸出先国の輸入規制に迅速かつ戦略的に対応するためには、政府や地方の体制整備や事業者への支援が必要。
- 閣僚会議において、輸出促進法の制定の方向性を決定。

ヒアリング等における主な意見

- ①「輸出拡大のボトルネックとなっているのが、加工施設のHACCP認定等のスピード。**相手国との交渉も含め、スピード感をもって許可**できるようにして欲しい。」
- ②「輸出国で認められてない天然着色料について安全性について詳細な分析データが求められ、**民間事業者だけでは対応困難**。」
- ③「中国については、同一の輸出物に対して、保健所から食品衛生証明書、水産庁から放射性物質証明書が必要になるが、**省庁が異なるため相談、申請の手続きが煩雑。窓口の一元化が必要**」
- ④「農林水産省補助金で建設した**兵庫県の食肉施設は竣工から対米・対EU向けの認定までに2年3ヶ月かかっている**。」
- ⑤「EU輸出のためには自治体の生産海域認定が必要だが、**自治体の認定がされておらず輸出ができない**。」
- ⑥「魚市場の対EU・HACCP施設の**保健所の手続きが遅く、担当者によって指摘が異なり**、輸出に取り組む事業者の意欲を削いでしまう。」

問題点

- 1 **・国の施設認定等のスピードが遅い**
・申請側（民間）だけでは技術的に対応が困難であり、輸入規制対応に時間がかかる
- 2 **・輸出に際しての施設への補助や認定などの諸手続について、複数の省庁に相談や手続きを行わなければならない民間の負担になっている**
- 3 **国の省庁のみならず、都道府県や保健所等の人手不足などが原因で手続きに時間がかかる**

民間事業者がビジネスチャンスを失う結果へ

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の概要



1. 背景

- ・農林水産物及び食品の輸出拡大に向け、これまで日本食のプロモーション等の取組を実施。
- ・更なる輸出拡大のためには、輸出先国による食品安全等の規制等に対応するため、輸出先国との協議、輸出を円滑化するための加工施設の認定、輸出のための取組を行う事業者の支援について、政府が一体となって取り組むための体制整備が必要。

2. 法律の概要

I 農林水産物・食品輸出本部の設置

- ・農林水産省に、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経産大臣、国交大臣、復興大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」を設置。
- ・本部は、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画（工程表）の作成・進捗管理を行うとともに、関係省庁の事務の調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図る。

II 国等が講ずる輸出を円滑化するための措置

- ・これまで法律上の根拠規定のなかった ①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（※）及び都道府県知事等ができる旨を規定。
※主務大臣は、農林水産大臣、厚生労働大臣又は財務大臣。
- ・民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とする。

III 輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置

- ・輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、食品等流通合理化法及びHACCP支援法（※）に基づく認定計画等とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とする。
※食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）

IV その他

- ・令和2年4月1日から施行。
- ・農林水産省設置法を改正し、本部の所掌事務を追加。
- ・IIの輸出証明書発行の規定と重複する食品衛生法の規定を削除。

農林水産物・食品輸出本部の下での実施体制

- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下「輸出促進法」という。）第3条に基づき、農林水産省に農林水産物・食品輸出本部を設置。

農林水産物・食品輸出本部

【本部長】 農林水産大臣

【本部員】 総務大臣 外務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 復興大臣

農林水産物・食品輸出本部事務局

【事務局長】 農林水産省 輸出・国際局長

【事務局長代理】 農林水産省 大臣官房審議官（輸出本部担当）

【次長】 農林水産省 輸出・国際局 輸出企画課長
総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び復興庁
の課長級の併任者

※ 農林水産省に関係府省庁の総合調整機能を付与するための閣議決定

※ 輸出本部の庶務は農林水産省輸出・国際局輸出企画課が処理する。

基本方針の策定

・輸出先国との協議 ・輸出円滑化措置（証明書発行・施設認定等） ・事業者支援 等

実行計画（工程表）の作成・進捗管理

・食肉加工施設の認定等のスピードアップ ・輸出先国との協議の一体的実施 等

基本方針及び実行計画（工程表）



- 輸出促進法第10条に基づき、輸出を効果的・効率的に拡大するため、農林水産物・食品輸出本部において基本方針を作成。また、同法第14条に基づき省庁横断的な輸出先国の政府機関等との協議の状況や、具体的な担当省庁等を明記した実行計画（工程表）を作成、進捗管理を実施。

基本方針の主要事項

第1 施策に関する基本的な方向

- ・ 農林漁業者の所得向上、農林水産業及び食品産業の持続的な発展
- ・ 生産から現地販売までのバリューチェーン全体をプロダクトアウトからマーケットインに転換

第2 輸出先国との協議

- ・ 農水大臣を中心に、関係大臣の協力を得て協議を実施
- ・ 農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い輸出先国・品目から優先的に協議

第3 輸出手続の円滑化

- ・ 証明書発行、施設認定等を農水省、財務省及び厚労省で分担して実施
- ・ 登録認定機関の活用
- ・ 一元的な輸出証明書発給システムの構築
- ・ HACCP施設等の整備目標達成に向けた認定迅速化

第4 輸出を行う事業者の支援

- ・ 輸出先国の規制等の情報収集・提供
- ・ 相談窓口の設置
- ・ マーケットに応える輸出産地の育成・展開
- ・ 加工食品クラスターの構築
- ・ 大ロット・高品質・効率的な輸出物流の構築
- ・ 品目団体の組織化
- ・ 品目団体とJETRO・JFOODOの連携
- ・ 大使館などの国の体制強化

実行計画（工程表）

2020年4月以降、輸出を円滑化するための対応、輸出先国・地域との協議への対応について、74項目が対応済み。

① 輸出を円滑化するための対応の主な実績

EU向け牛肉取扱施設の認定

（（株）北海道畜産公社【北海道】）

シンガポール向け牛肉取扱施設の認定

（（株）にし阿波ビーフ【徳島県】）

EU向け産地魚市場の認定

（塩竈市魚市場【宮城県】）

② 輸出先国・地域との協議への対応の主な実績

放射性物質規制を7か国で撤廃（残り14か国・地域）

マカオ向け牛肉の30ヶ月齢制限の撤廃

タイ向けかんきつの検疫条件の緩和

米国向けなしの検疫条件の緩和

EU向けクロマツ盆栽の輸出解禁

豪州向けいちごの輸出解禁

ペルー向け水産食品の衛生証明書様式の合意及び証明書発行体制の構築

ベトナム向けうんしゅうみかんの輸出解禁

実行計画（工程表）の例



I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
21	中国	牛肉の解禁協議	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国政府間で日中動物衛生検査協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。	【対応方針】 厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： ①中国側による、我が国の食品安全システムの評価 ②牛肉に係る輸出条件の設定 ③輸出施設の認定・登録						41.3億円 （2018年の香港向け牛肉輸出実績） （中国の名目GDPは香港の約35倍）	農林水産大臣 厚生労働大臣

II 輸出を円滑化するための対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
146	EU	カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要 （海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要）	EU向け輸出カキ生産海域は、現在指定されていないが、国際商材であるカキについて、EU向け輸出を検討している事業者が存在。 農水省は2020年9月に生産者を含む関係者へのアンケートを実施し、カキ輸出を検討している事業者が所在する県において、海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。モデル海域として2021年3月に広島県の海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。 同年6月、広島県と海域指定に関する担当者会議を実施。 海域指定後、加工施設はEU・HACCP認定の取得が必要。	広島県は海域指定に向けた調整を進める 海域モニタリング実施に向けた準備 ①農水省は、広島県によるモニタリング実施体制構築に向け支援 ②広島県及び事業者はモニタリングの実施体制の構築を調整中 ③農水省は、海域指定に対応したモニタリングの支援に必要な予算を確保 広島県の取組状況を事業者とも共有し、HACCP改修・認定への意欲を促進						7億円程度（事業者への聞き取りから推計）	農林水産大臣

III 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
184	シンガポール	輸出先国・地域における政府の支援体制の強化	国の体制強化の具体策について検討中。	農水省、外務省及び経産省は、在外公館、輸出アドバイザー、JETRO海外事務所を主な構成員とする「農産品輸出支援プラットフォーム（仮称）」の組織化に向けた具体的な方策についてを検討する プラットフォーム（仮称）を機能させるため、①外務省及び農水省は、在外公館への農水アタッシェの配置の強化と農林水産物・食品輸出担当官の指名を進める、②農水省及び経産省は、農水省からJETROへの委託により、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官の配置及び機能強化を進める 農水省は、外務省（含む在外公館）、JETRO海外事務所及び現地コンサルと連携し、規制情報の収集、ニーズ調査等を行い、シンガポール向け米・米粉・パックご飯に関する輸出ガイド及び国・地域別レポートを作成、国内の事業者へ情報提供するとともに、同品目の輸出促進に知見のある現地の有識者のリストを作成する						—	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣



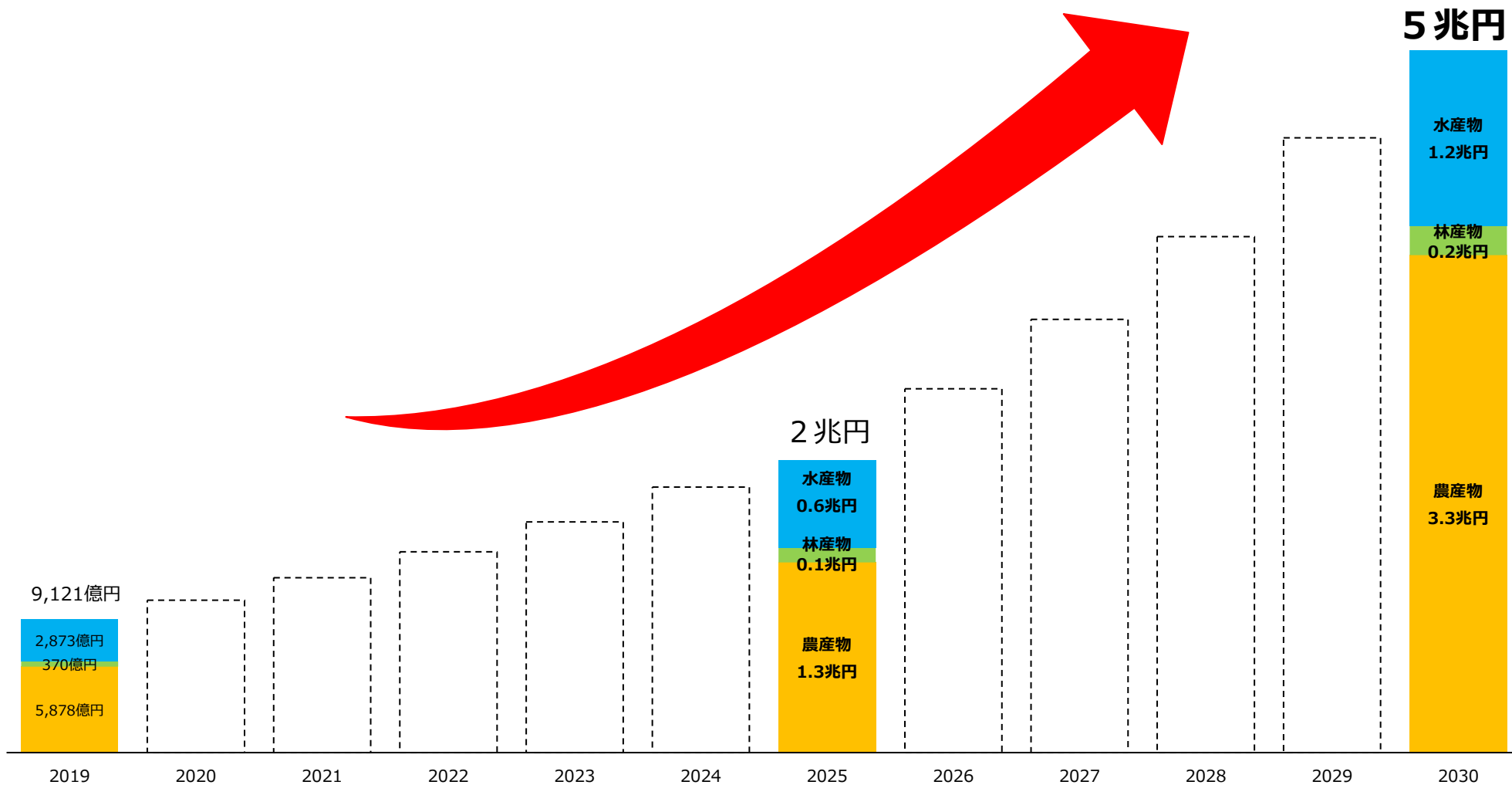
実行計画におけるペットフード等の規制緩和のための取組

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（令和3年12月24日）【抜粋】

№	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				12月	1月	2月	3月	4月	5月以降		
32	中国	ペットフード解禁協議	中国側の専門家による現地調査を受け輸出施設が登録される必要がある。	【対応方針】 ・農水省は、中国当局に対して現地調査の早期実施を促す （・現地調査の結果等を踏まえ、中国当局により対中輸出可能施設が決定される）						2億円程度	農林水産大臣
57	EU ノルウェー	飼料用魚油の輸出	EU及びEFTAには飼料用の魚油を輸出することを想定していなかったため、現行のペットフード等の施設認定要綱では魚油に当てはまる記載がなく輸出ができない。事業者からの要望等を踏まえ、今後、EU及びEFTAに飼料用魚油の輸出ができるよう協議を行う必要。	【対応方針】 ・農水省は、EU及びノルウェーに飼料用魚油の輸出要件を確認 ・農水省は、確認できた情報を踏まえ、施設認定要綱の改正を行う						4億円程度 （2020年チリ向飼料用魚油実績：4億円程度）	農林水産大臣

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。

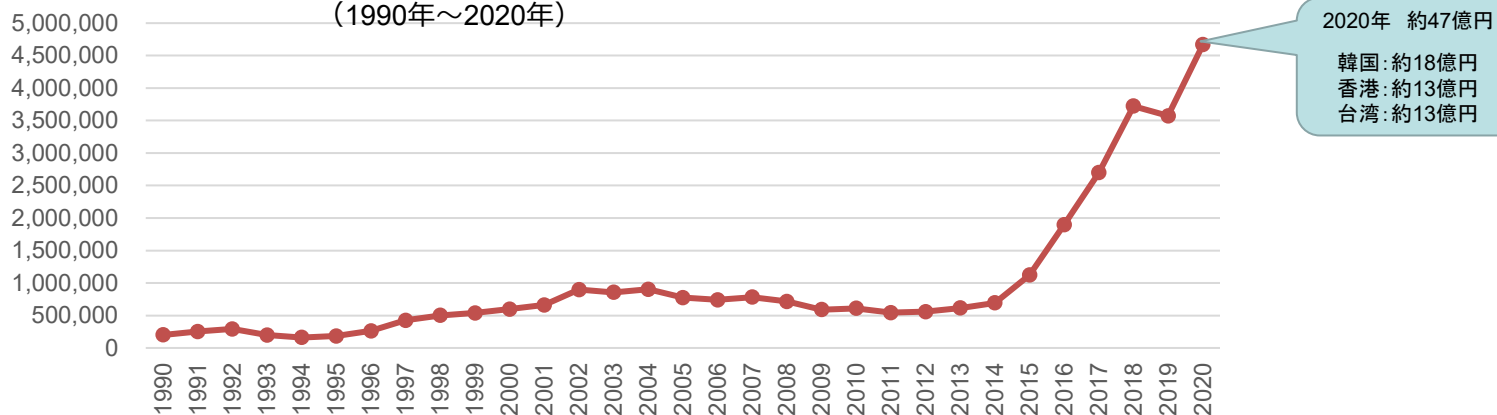


※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

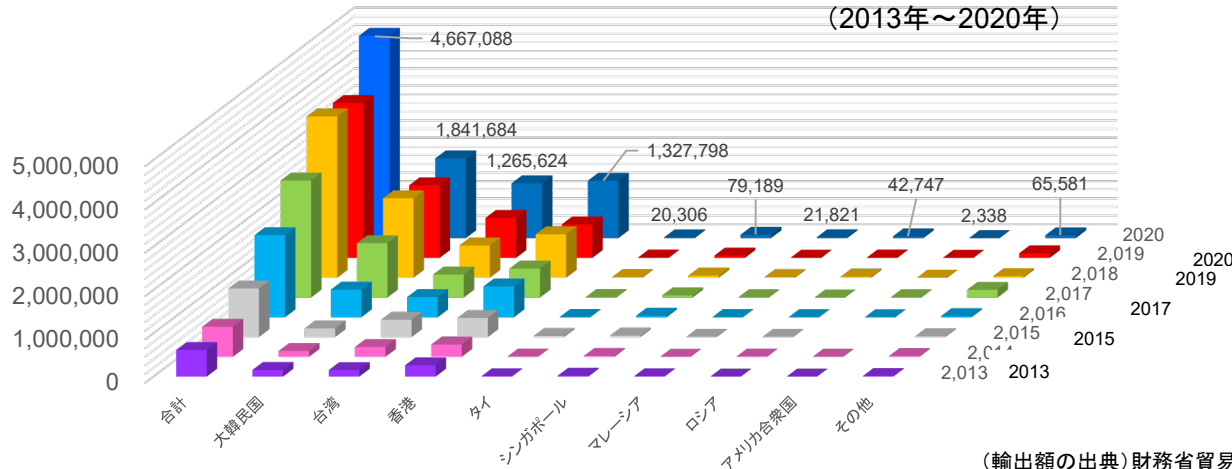
農林水産物・食品 輸出額の推移

- ・ 犬猫フードの輸出額は近年増加傾向（アジア地域におけるペットブームが背景）
- ・ 2020年の我が国の農林水産物・食品の輸出額約9,866億円のうち、ペットフードは約47億円（0.5%）

犬猫フード（HSコード：230910）の輸出額の推移
（1990年～2020年）



犬猫フード（HSコード：230910）の輸出額の推移（国別）
（2013年～2020年）



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

（輸出額の出典）財務省貿易統計

注：2020年1-11月及び2021年1-11月の輸出額にある「少額貨物」は、各年1-6月累計の少額貨物輸出額

1. 国内市場の縮小



- 食料支出総額の推移を品目別にみると、生鮮食品への支出額が2040年には4分の3程度に減少。
また、加工食品への支出額は増加するが、一人当たり支出額が支出総額を上回っていることから、加工食品の消費量は減少する見込み。
- 急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。

一人当たり食料支出額（総世帯）（単位：％）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
生鮮食品	100	99	95	93	91	89
加工食品	100	105	110	117	124	132
外食	100	104	106	108	110	113

食料支出総額（総世帯）（単位：％）

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
生鮮食品	100	97	91	85	80	75
加工食品	100	103	105	107	109	111
外食	100	102	100	99	97	95

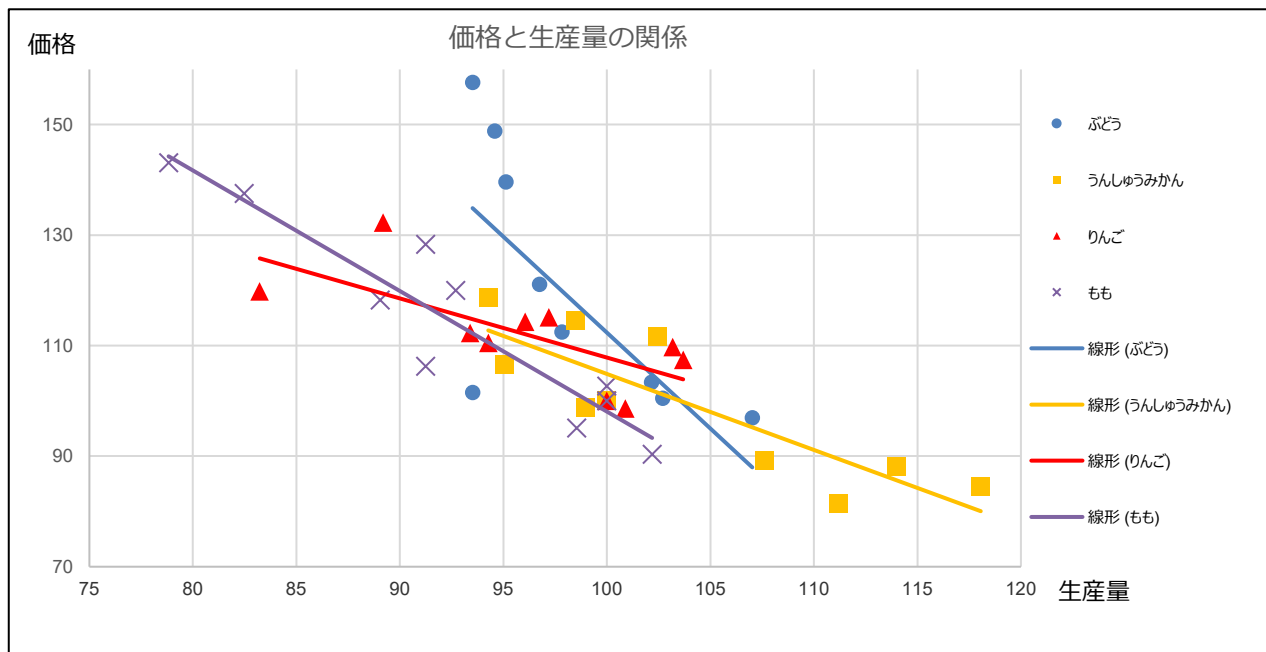
注：1. 2015年を100とする指数。

2. 2015年は、家計調査、全国消費実態調査等より計算した実績値で、2020年以降は推計値。

3. 生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目。

2. 国内市場の縮小は、それ以上の生産減少につながる

○ 日本の果実の供給動向（販売額、供給量ともに平成22年を100とする指数）



価格が上昇しても
供給量は減少する
縮小均衡に

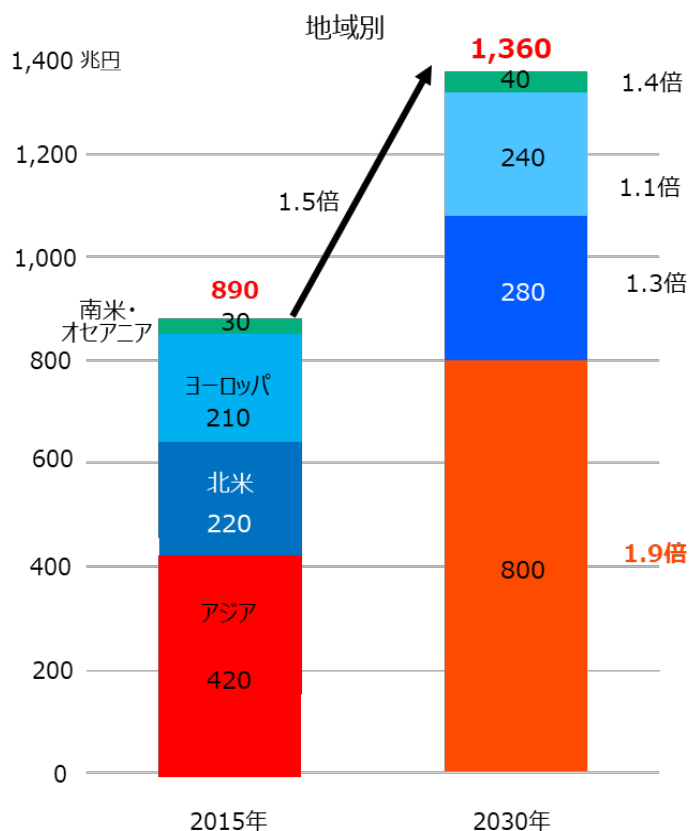
- 現在の日本の農業は、価格が上昇しても生産量が減少している異常事態。
- 日本市場の成長性への見通しの欠如により投資を抑制。
- 投資が減少することで、縮小する国内市場を上回る勢いで生産が減少するおそれ。
- 生産を増やすためには、労働力の確保、機械や農地の整備等の資本増強等の長期的視線が不可欠。
- 人口減少及び高齢化による市場の縮小及び労働力不足は、日本経済において最も大きい課題。

農業経営者の視野に成長する海外市場の取組みを組み入れ、投資を呼び込むことが必要。

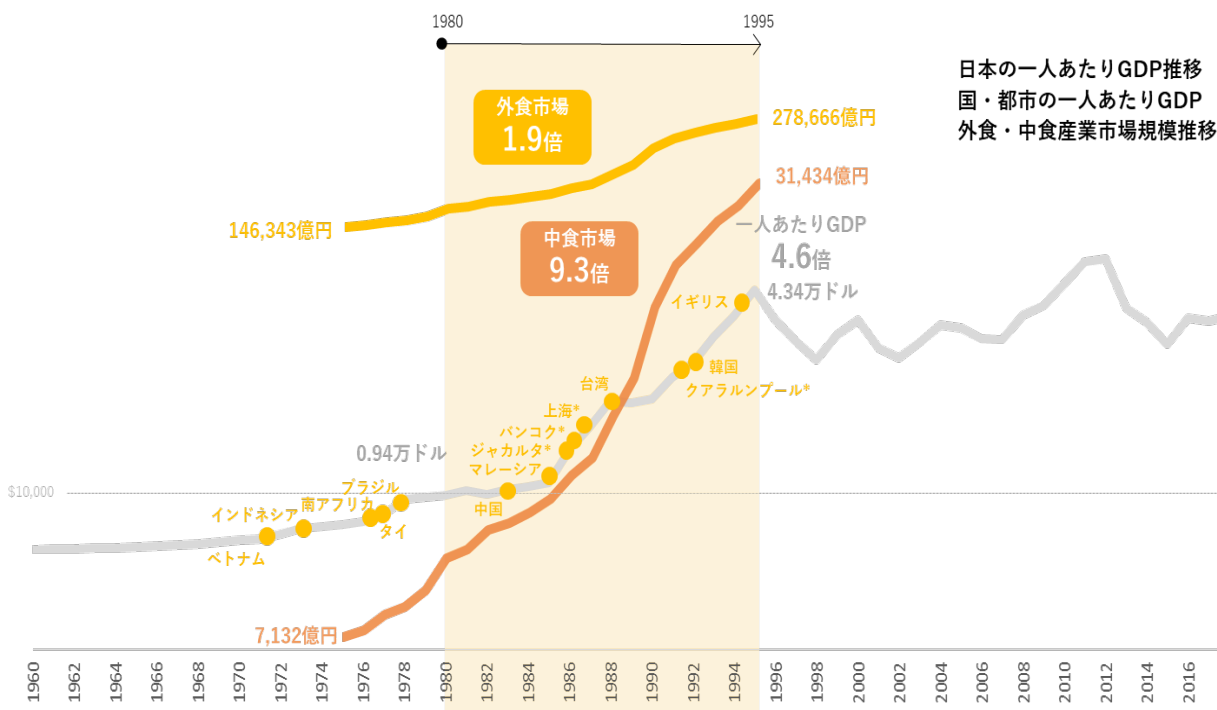
3. 海外の市場の取り込みが重要

- 我が国の食品市場規模は縮小する一方、国際的な食品市場は拡大する見込み。
- 日本の所得が伸び悩む中で、アジア経済は大きく成長。東南アジアの大都市では日本の購買力に追いつきつつある国も多い。
- 我が国の農林水産業・食品製造業の減少を防ぐためには、輸出促進や食品製造業の海外展開を推進し、成長する海外市場を取り込むことが必要。

【世界の飲食料市場規模】



【アジア各国と日本の一人当たり名目GDP】



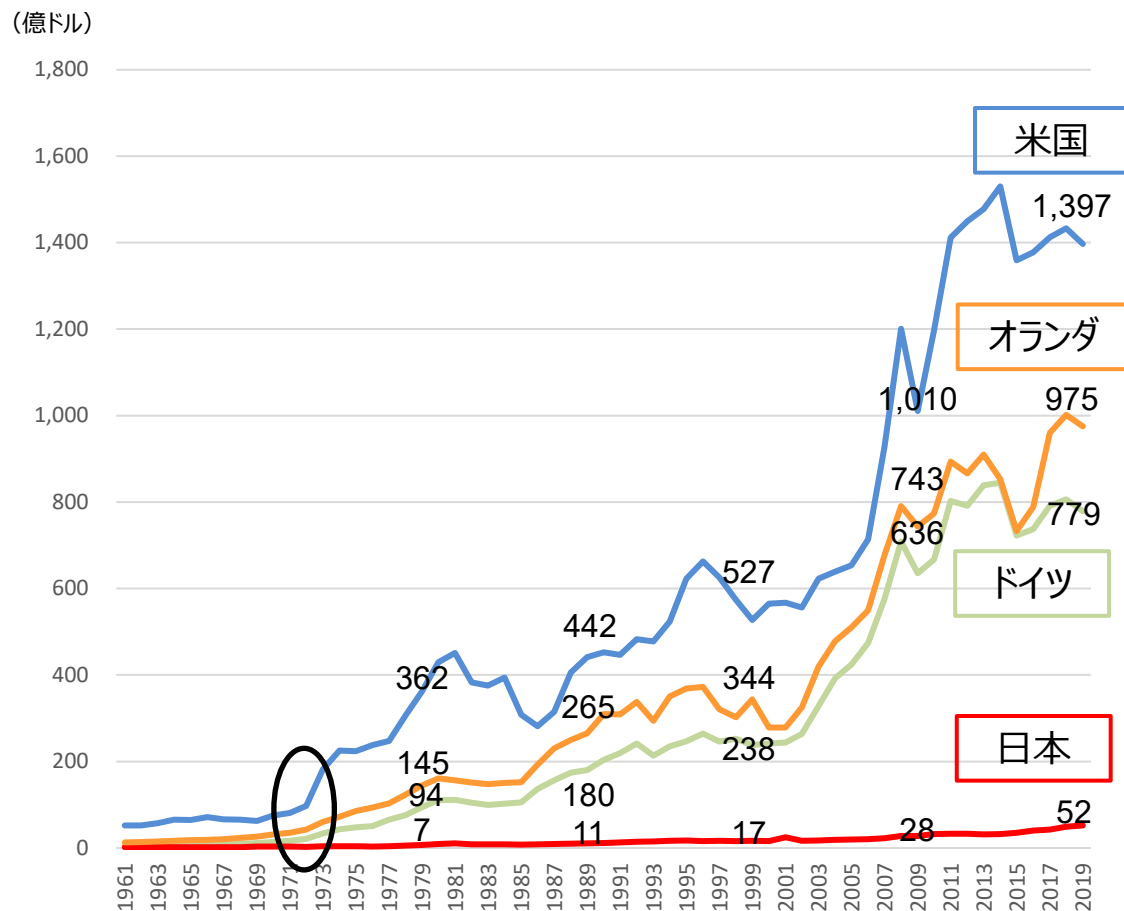
© INSPiRE GROUP 2021

※グラフの数値は四捨五入して表示してある。

4. 日本は輸出競争に完全に出遅れ

- 1970年代の農産物過剰時代以降、諸外国は輸出拡大に取り組み、実績を大きく拡大してきた。
- 我が国の輸出はこれまで停滞し、拡大し続ける世界の食料需要を取り込めていない。主要先進国の中で、日本はほぼ100%国内市場に依存する稀有な国。

○先進国の農産物輸出額の推移



○主要先進国の国内生産額に占める輸出

(億ドル)

国名	生産額 (農産物・ 食品製造業)	輸出額 (農産物・ 加工食品)	輸出割合
アメリカ	12,335	1,442	12%
フランス	2,591	730	28%
イタリア	2,302	485	21%
イギリス	1,548	286	18%
オランダ	1,066	1,018	95%
日本	4,725	84	2%

注：日本以外の諸外国の林業・漁業生産額については、比較可能な統計がないことから、生産額、輸出額とも含めていない。日本のみ農林水産物として算出。
資料：FAOSTAT, 三井物産戦略研究所, Global Trade Atlas, 生産農業所得統計, 工業統計, 林業産出額, 漁業産出額, 農業・食料関連産業の経済計算

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R 3 年12月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出拡大実行戦略フォローアップ（R 3 年5月）で掲げた具体的な対応策などを踏まえ、R 4 年度に実施する施策、R 5 年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(28品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと品目団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑪輸出先国における輸入規制の撤廃
- ⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 新たな取組を実現するための法制度の見直し

- ⑮輸出促進法やJAS法の改正
- ⑯輸出拡大に関連した植物防疫法の改正
- ⑰金融・税制による幅広い支援



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目（28品目）の選定)

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地の大きい28品目を重点品目に選定。
（R 3 年12月改訂により、「果樹（かき・かき加工品）」を追加）

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜（たまねぎ等）についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②(重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標等の明確化)

○重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉

【目標額】
297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向け°F°の強化。スライス肉、加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	認知度向上のための°F°。様々な部位も含めた輸出促進。
EU	21億円	104億円	

○輸出産地 15産地

- 生産から輸出まで一貫して輸出に取り組むコンソーシアムを産地で構築
- 食肉処理施設等による輸出先国が要求する条件への対応
- 繁殖雌牛の増頭奨励金交付、牛舎等の施設整備等による生産基盤の強化

○販路開拓

- コンソーシアムによる産地と一体となった商談
- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協議会やJFOODOによるプロモーションを実施

コメ・コメ加工品

【目標額】
52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シンガポール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓

○輸出産地 30～40産地

- 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大口で輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

○販路開拓

- (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による新興市場でのプロモーション等を実施

果樹 (りんご)

【目標額】
145億円(2019年) → 177億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
台湾	99億円	120億円	大玉で赤色の贈答用に加え、値頃感のある中小玉果の生産・供給体制を強化
香港	37億円	45億円	香港で好まれる黄色品種の生産・供給体制を強化
タイ	4.5億円	5.5億円	富裕層のほか、買い求めやすい価格帯の生産・供給体制を強化

○輸出産地 7産地

- 既存園地の活用や水田への新植、省力樹形の導入等による生産力の強化
- 産地と輸出事業者等が連携したコンソーシアムの形成

○販路開拓

- 日本青果物輸出促進協議会の機能強化に向けた検討
- 輸送実証、プロモーション活動などを支援

ぶり

【目標額】
229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	60億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築
香港	11億円	40億円	

○輸出産地 5産地

- 漁場の大規模化、沖合養殖の推進、生け簀の整備により増産
- 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

○販路開拓

- 水産物・水産加工品輸出拡大協議会と有限責任事業組合日本ブリ類養殖イニシアティブとが共同でプロモーション等を行うことを検討

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)

輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,287の輸出産地・事業者をリスト化。
- 令和3年度中を目途に、当該輸出産地について、輸出促進法に基づく輸出事業計画のスキームの下、産地ごとの輸出目標やその実行のための課題と対策を明確化。政府は輸出に対する各種支援を輸出事業計画とリンクさせ、輸出産地・事業者の目標達成を支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、専門家として「輸出産地サポーター」を地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,287産地・事業者を公表

(令和3年12月現在)

重点品目	輸出産地数	重点品目	輸出産地数
牛肉	18産地	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	37産地
豚肉	5産地	製材	4産地
鶏肉	7産地	合板	8社
鶏卵	7産地	ぶり	10産地
牛乳乳製品	2産地、5社	たい	3産地
果樹(りんご)	7産地	ホタテ貝	2産地
果樹(ぶどう)	5産地	真珠	1産地
果樹(もも)	6産地	清涼飲料水	11社
果樹(かんきつ)	14産地	菓子	46社
果樹(かき・かき加工品)	10産地	ソース混合調味料	14社
野菜(いちご)	12産地	味噌	20産地、40社
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜)	39産地	醤油	24産地、50社
切り花	9産地	清酒(日本酒)	619者
茶	13産地	ウイスキー	33者
		本格焼酎・泡盛	206者



計画策定に向けたサポート支援

＜輸出産地サポーターの配置＞

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の策定・実施を伴走型で支援

＜計画策定マニュアルの作成＞

輸出産地・事業者の輸出事業計画策定のためのマニュアルを作成

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策④

品目団体の組織化及びその取組の強化

品目団体の認定制度を創設し、以下の取組を推進

- ① 輸出先国・地域でのニーズ調査やブランディングなどの業界一体での市場開拓
- ② 輸出促進のための規格の策定
- ③ 会員等を対象とする任意のチェックオフなど自主財源の増加

- 他の先進国並の輸出促進の体制を構築
- 日本の強みがある品目をオールジャパンで販売する体制を整備

ルウエー水産物審議会（NSC）



- ・ ノルウェー政府所有の法人であるNSCが、水産物輸出に課される課徴金を財源に輸出促進活動を実施
- ・ 5つの魚種分野（①サーモン、②エビ・貝類、③白身魚、④遠海魚、⑤燻製等加工品）が組織化され、運営方針を決定

【具体的な業務】

- ・ 輸出先国の市場調査・商流開拓
- ・ ノルウェーシーフードロゴ等の輸出の販促ツールの管理



NSCによる日本市場マーケティング調査

輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化

① 輸出支援プラットフォームの形成

- 主要なターゲット国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを設立（2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において設立）
- 食品産業等に精通した人材をローカルスタッフとして活用し、輸出先国で包括的・専門的・継続的に支援

② JETRO・JFOODOと品目団体等の連携強化

- JETRO運営審議会農林水産物・食品輸出促進分科会において、品目団体等との意見交換を実施
- 品目団体等が主体となった販路開拓への支援を強化
- JFOODOは品目団体等と連携を推進

在外公館

JETRO海外事務所

JFOODO海外代表

継続的・専門的に支援

ローカルスタッフ

- ・ 法律の専門家による新規規制パトロール
- ・ マーケティングの専門家による消費トレンド分析
- ・ 事業者の意見とりまとめやレポート作成をサポート

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑤

リスクを取って輸出に取り組む事業者への 投資の支援

輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を有するリスクに対応するため、以下の支援を措置

- ① 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する長期運転資金や施設整備等に対する金融上の支援
- ② 民間金融機関からの借入れに対する債務保証に係る事業者の負担軽減のための支援

■ 長期運転資金の例

- ・ 商品の試作品の製造費用
- ・ 市場調査やニーズ調査に係る費用
- ・ サンプル輸出や商談会への参加に係る費用
- ・ プロモーション活動費
- ・ 製造ライン本格稼働後に必要な増加経費（原材料費、人件費など）

■ 施設整備等に対する資金の例

- ・ EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用
- ・ ハラルに対応した食肉処理施設の整備費用

効率的な輸出物流の構築

地方港湾・空港を活用し、輸送コストの低減、コールドチェーンの整備等を行う体制を構築するため、輸出促進法を改正

- ① 施設整備計画に基づき行う冷凍・冷蔵倉庫などの整備に対し、新たな制度資金の創設、所得税・法人税の特例（割増償却）を措置
- ② 品目団体が、物流効率化や品質確保に向けた規格を作成

【新興津国際物流センター （静岡県静岡市）】

- ・ 令和2年2月から運用が開始された輸出入拠点となる物流センター
- ・ 低温倉庫も用意され、商品の冷蔵保管も可能



【包材等の規格化・標準化】



包材の規格が
バラバラ

規格
標準



包材形状が
統一化

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑥

加工食品の輸出拡大に必要な支援

2030年 5兆円目標のうち 2兆円を占める加工食品の輸出を促進するための対応

- ① 輸出促進法を改正し、施設整備計画に基づき行う施設等の整備に対し、新たな制度資金の創設、所得税・法人税の特例（割増償却）を措置
- ② 中小・中堅の食品産業事業者が共同で海外市場調査、販路開拓、輸出用商品開発等を行う取組を支援

輸出のためのHACCPやハラール対応の事例

【東亜食品工業株式会社 （兵庫県姫路市）】

- ・ めん類の製造販売を行う食品メーカー
- ・ ISO22000、FSSC22000等の認証を取得するため、施設を整備
更にハラール認証も取得し、アジア市場の販路を拡大
- ・ その結果、米国・欧州・アジア・中東等、30以上の国・地域へ輸出を拡大



ハラール認証書・
ハラール対応商品

事業者の海外展開支援

将来的な輸出拡大に貢献する事業者に対し、我が国の利益となる海外展開を後押しするための対応

- ① 海外展開の取組を整理したガイドラインを作成し、輸出支援プラットフォームを活用して、現地のビジネス慣習等の専門的知見について、輸出先国・地域でアドバイスを行う支援体制を整備
- ② 海外現地法人を設立し、設備投資などを行う場合の資金供給の促進

海外販売拠点事例



【PPIH（ドン・キホーテ）】

- ・ 日本産の高品質な商品に品揃えを絞ることで、安心して購入できるという消費者の信頼を獲得
（海外に92店舗（R 3年12月21日現在））

海外製造拠点事例



【全農グループ】

- ・ 新型コロナの中で米国の外食向需要が低下し、Eコマース・量販向のニーズが急増
- ・ 米国に整備していたカット・スライス工場を活用し、新規需要へ対応、外食の落ち込みをカバー

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑦

新たな取組を実現するための法制度の見直し（輸出促進法等の改正）

1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出促進法の改正を前提に、輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例の新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策⑧

新たな取組を実現するための法制度の見直し（金融・税制による幅広い支援）

新たな制度資金の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、新資金を創設し支援内容を拡充することで、輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押し。

現在の資金 （農林水産物・食品輸出促進資金制度）

- 流改資金、HACCP資金を流用しているため、輸出事業のすべてをカバーできていない。
- 対象は、原則施設整備に限定。
- 償還期限は、15年以内。



農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）

- 輸出促進を目的とした独立の資金。
- 長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にし、対象を拡大し、多様なニーズに対応。
- 償還期限は、25年以内に拡充。

税制上の特例の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

輸出促進法の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、

- ① 機械装置は30%、
- ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる措置を講ずる。
（所得税・法人税）

※特例の適用には一定の要件あり

特例の適用イメージ

※2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合

割増償却額：各年600万円



普通償却額：各年2,000万円

5年間の減税分696万円※を輸出拡大の活動資金として活用できる。

※696万円 = 600万円/年 × 法人税率（23.2%） × 5年

輸出事業計画

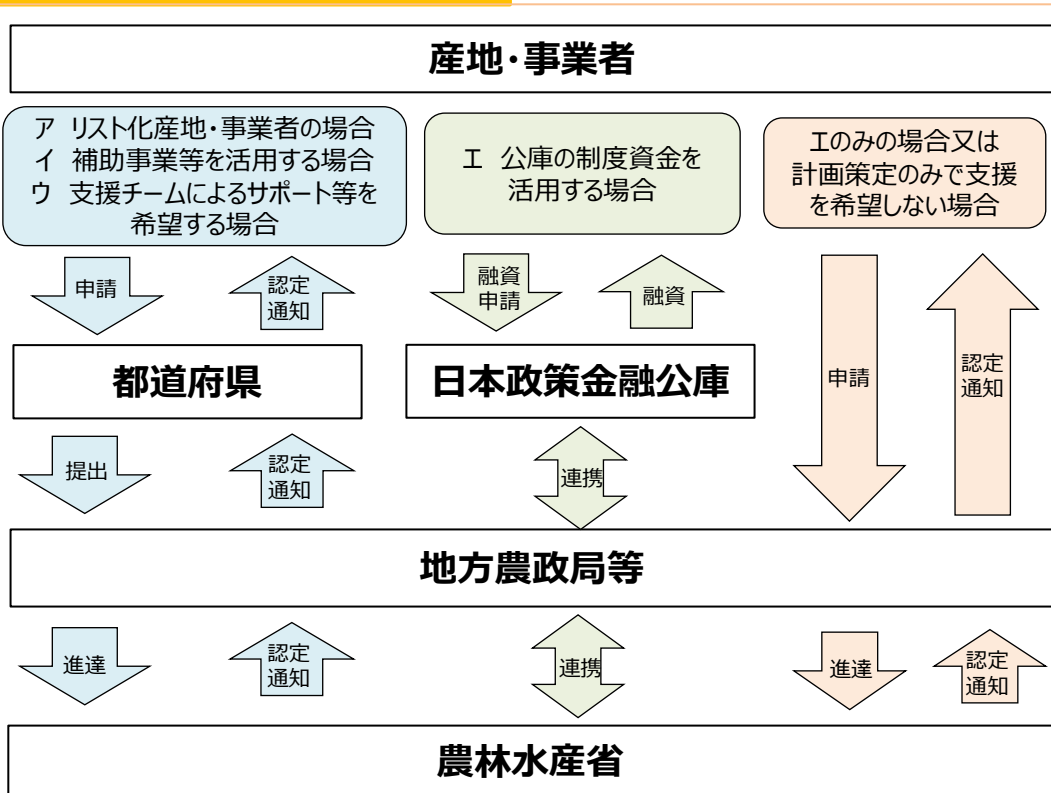
輸出事業計画とは

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）

（輸出事業計画の認定）

第34条 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、**農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（以下「輸出事業」という。）に関する計画（以下この条及び次条において「輸出事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。**

申請手順



申請内容

- 輸出事業の目標
- 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国
- 輸出事業の内容及び実施期間
- 輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状、当該事業者が認識している当該農林水産物又は食品の輸出の拡大に向けた課題
- 農林水産物又は食品の流通における品質管理及び衛生管理の高度化又は国内外の需要への対応に関する措置
- 食品の製造又は加工の事業を行う者が実施する製造過程の管理の高度化に関する措置

輸出事業計画認定のメリット

1. 認定を前提とした事業の実施が可能

令和3年度補正予算：7事業、令和4年度当初予算：6事業において、輸出事業計画の認定が前提。

R3補正予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策、農産物等輸出拡大施設整備事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち加工食品輸出産地確立緊急対策、水産物輸出促進緊急基盤整備事業

R4当初予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業、グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業、食肉流通構造高度化・輸出拡大事業、食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業、木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

2. 関連事業における優遇措置（優先採択等）

令和3年度補正予算：10事業、令和4年度当初予算：17事業において、輸出事業計画の認定を受けた者に対する優先採択、要件緩和、補助率の嵩上げ等の優遇措置を設定

3. 日本政策金融公庫による融資

（1）食品流通改善資金（食品等流通合理化事業施設）

融資対象事業として、輸出のための食品製造・流通施設の整備・改修費用に加え、輸出先国の規制に対応するための流通工程の改善などにかかるコンサルタント費用、海外現地子会社への出資費用などが追加。

（2）食品産業品質管理高度化資金（HACCP資金）

貸付金の最高限度額について、HACCPを導入し、製造過程の管理の高度化を促進する場合は、必要事業費の80%となる。

3. 支援チームによるサポート

支援チーム（国、JETRO、都道府県、専門家等）が、輸出事業計画の認定を受けた者に対し、継続的・一元的なサポートを実施。

輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
 - ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
- ※ 輸出促進法の改正を前提に、輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例の新設を要望

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 4 年度予算概算決定額 10,787 (9,908) 百万円】

(令和 3 年度補正予算額 43,291 百万円)

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

< 事業の全体像 >

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化
【35億円】

(1) マーケットインによる海外での販売力の強化

・ 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援

・ J E T R O ・ J F O O D O が行う、品目団体等と連携した販路開拓や戦略的プロモーション等を支援

・ 主要な輸出先国・地域において、J E T R O 海外事務所を活用し、在外公館等と連携してプラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援

・ 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、海外消費者等に対する情報発信等を通じた日本食・食文化の魅力発信を支援

(2) 食産業の海外展開の後押し

・ 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じた海外展開への支援、実践的な海外展開ガイドラインの策定等を実施

等

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し
【14億円】

(1) 輸出産地の育成・展開

・ 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援

・ G F P を活用した、輸出産地サポーターの活動強化、輸出産地を海外市場と繋げる地域輸出商社等の輸出事業者の育成等を実施

・ 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援

(2) 地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援

・ 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（L F P）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援

等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【59億円】

(1) 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化

・ 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施

(2) 輸出手続の円滑化、利便性の向上

・ 研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を支援

(3) 生産段階での食品安全規制への対応強化

・ 輸出施設の H A C C P 等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトランス申請、国際的認証取得・更新等を支援

(4) 輸出向け施設の整備

・ 食品産業に対する輸出向け H A C C P 等対応施設の整備を支援

・ コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の 3 者で組織する事業共同体）が取り組む、畜産物の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援

(5) 知的財産の流出防止、侵害対策

・ 海外での品種登録、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入による審査協力体制の構築、海外での防衛的許諾、加工品等の G I 登録等を支援、相手国における我が国 G I の不正使用等の監視を強化

等

5 兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 3 年度補正予算額 43,291 百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向け、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025 年まで〕、5 兆円〔2030 年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【90 億円】

(1) オールジャパンでのマーケットイン輸出の取組強化

- ・ 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の早急な輸出力強化に向けた取組を支援
- ・ 品目団体と連携した、J E T R O による輸出事業者サポート、J F O O D O による重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援
- ・ コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援
- ・ 日本食・食文化の情報発信等を実施

(2) 海外での輸出支援体制の確立

- ・ 主要な輸出先国・地域において、J E T R O 海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を支援する体制を整備
- ・ 有望な海外市場への物流・商流づくりなどの戦略的サプライチェーンの構築を支援
- ・ 輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等の取組を支援

等

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【94 億円】

(1) 輸出産地・事業者の育成・展開

- ・ G F P を活用した、輸出事業計画の策定・実行や輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成、規制・ニーズに対応した地域の特色ある加工食品の開発・改良等を支援
- ・ 輸出に取り組む事業者等へのリスクマネーの供給を支援

(2) 一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築

- ・ 輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートのためのモデル実証、設備・機器導入等を支援

(3) 畜産物輸出コンソーシアムの推進

- ・ 畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者で組織するコンソーシアム（事業共同体）が取り組む、商流の構築や輸出先国の求めに応えるための取組等を支援

等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等 【249 億円】

(1) 輸出促進に向けた環境整備

- ・ 製品仕様の変更に伴う経費、輸出施設の H A C C P 等認定加速化、インポートトランス申請、畜産物モニタリング検査、コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等を支援
- ・ 加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国ニーズの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援

(2) 輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備

- ・ 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援
- ・ 農産物等の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援
- ・ 大規模な水産物流通・生産の拠点での共同利用施設・養殖場等の一体的整備を支援
- ・ 畜産物の輸出拡大を目的とした食肉処理施設の再編等を支援

(3) 日本の強みを守るための知的財産対策の強化

- ・ 海外での品種登録・育成者権侵害対策、品種登録審査に必要な栽培試験施設の整備を支援

(4) その他

- ・ 木材製品等の国際競争力強化に向け、経営者育成や輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販売促進活動や重点プロモーション活動等を支援

＜対策のポイント＞

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用し、輸出産地による輸出事業計画の策定・実行支援、輸出産地サポーターの活動強化、輸出診断の実施、地域輸出商社等の育成、加工食品の輸出強化、輸出関連信用保証支援、品目等の課題に応じた取組等を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

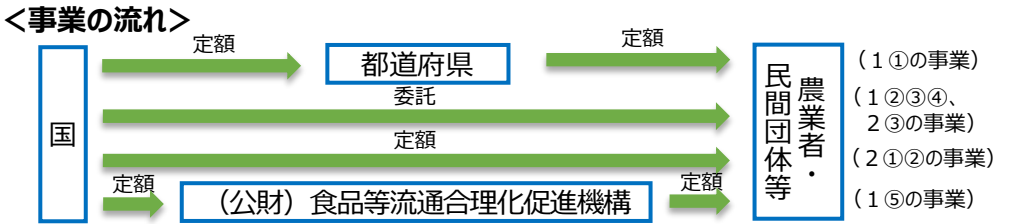
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. GFPグローバル産地づくり強化対策

- ① 輸出事業計画策定等の支援
- 輸出産地形成を具体的に進めるための計画策定、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を本格的に進める取組を支援します。
- ② 輸出産地サポーターの活動強化、輸出診断や地域輸出商社の育成等
- ア GFPのネットワークを活用し、専門家の紹介・派遣など、輸出産地サポーターによる活動強化をします。
- イ 輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、産地・事業者に対して輸出診断や診断に基づくフォローアップを実施するとともに、輸出商社塾等による地域輸出商社の育成等を実施します。
- ウ 輸出先国の植物検疫等の規制に係る産地の課題解決を支援します。
- ③ 加工食品の輸出強化への支援
- GFP「加工品部会」において、添加物の国際標準化の促進、有望な商品の輸出戦略の検討や輸出に向けたプロジェクト形成等オールジャパンの取組を支援します。
- ④ 輸出ビジネス強化等支援
- 輸出事業者の更なる海外展開に向け、諸外国の農林水産物・食品に関するトレンドを調査します。
- ⑤ 輸出関連信用保証支援
- 輸出リスクに対応し融資を円滑化するため信用保証に係る保証料を支援します。

2. 品目等の課題に応じた取組支援



1. 輸出事業計画策定等の支援

2. 品目等の課題に応じた取組支援

① 日本発の水産エコラベルの普及推進

国際水準の水産エコラベルの普及に向けた取組を支援します。

② 規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備

国際規格であるJFS規格を活用した輸出を支援します。

③ JAS等の国際標準化による輸出環境整備

JAS等の国際標準化や専門人材の育成等を支援します。

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、**食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

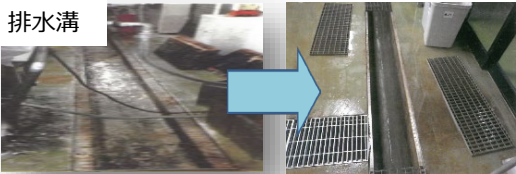
1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① H A C C P等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ② I S O、F S S C、J F S－C等の認証取得に必要な規格を満たすための施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサル費等の経費**（効果促進事業）を支援します。

<事業イメージ>

排水溝



施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修



温度管理を要する装置・設備の導入



空気を経由した汚染の防止設備（パーティション）の導入



製造ラインに輸出専用のミキサーを追加導入し、添加物混入を回避

<事業の流れ>

国

→ 交付（定額） →

都道府県等

→ 1/2以内 →

食品製造事業者
食品流通事業者
中間加工事業者等

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業

【令和4年度予算概算決定額 2,622 (2,917) 百万円】
（令和3年度補正予算額 6,800百万円）

＜対策のポイント＞
5兆円目標の実現に向けて、戦略的な輸出拡大へのサポート、品目団体の輸出力強化、輸出に取り組む優良事業者の表彰、日本食・食文化の魅力発信による日本産品の海外での需要拡大等を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

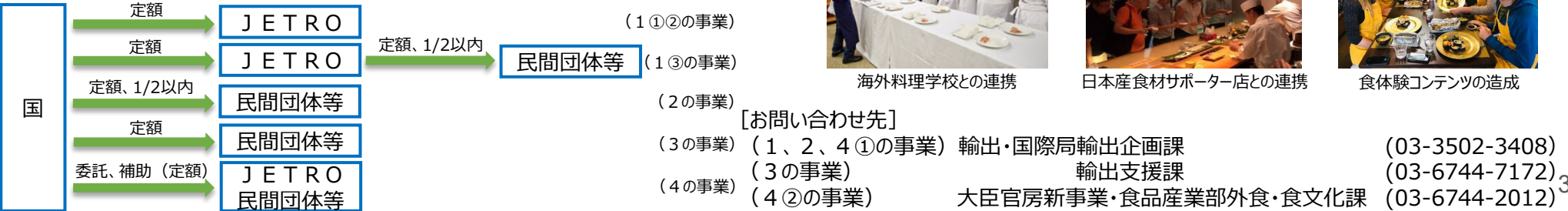
＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 戦略的輸出拡大サポート事業 1,292百万円
- ① JETROによる、国内外の商談会の開催、海外見本市への出展、セミナー開催、専門家による相談対応等をオンラインを含め支援します。
- ② JFOODOによる、品目団体等と連携した戦略的プロモーション、海外富裕層をターゲットにした新たなマーケット開拓の取組を支援します。
- ③ 新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援します。
2. 品目団体輸出力強化支援事業 907百万円
- 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援します。
3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 8百万円
- 輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。
4. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等 415百万円

- ① 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成や日本産食材サポーター店等の拡大等を推進します。
- ② 海外消費者等に対する日本食・食文化の情報発信等を支援します。

＜事業の流れ＞



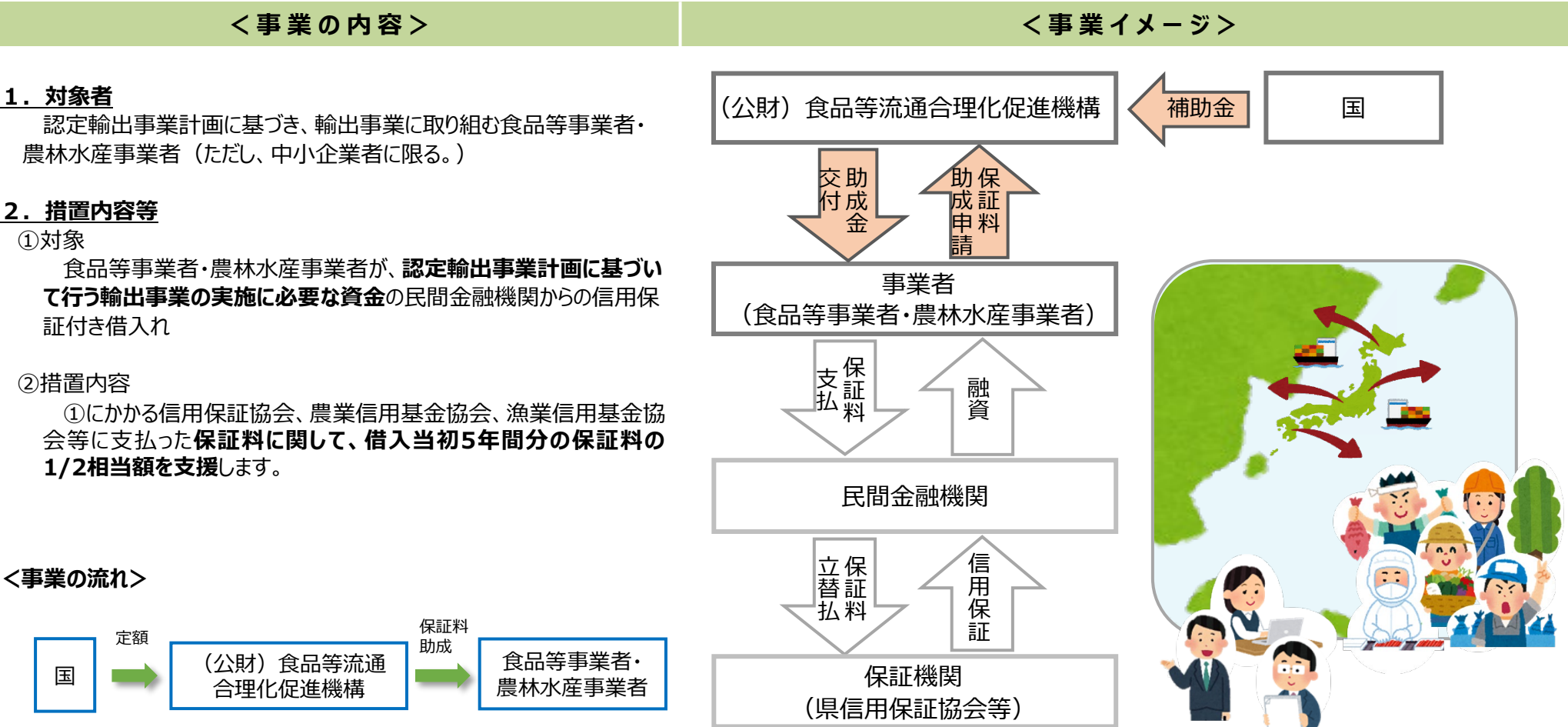
【お問い合わせ先】
（1、2、4①の事業） 輸出・国際局輸出企画課
（3の事業） 輸出支援課
（4②の事業） 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
（03-3502-3408）
（03-6744-7172）
（03-6744-2012）

＜対策のポイント＞

食品等事業者・農林水産事業者が、豚熱や病害虫等の発生や輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）



(参考) マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
品目団体輸出力強化支援事業

【令和4年度予算概算決定額 907 (－) 百万円】
【令和3年度補正予算額 4,100百万円】

<対策のポイント>

品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、品目団体※が自ら作成した輸出拡大計画に沿って行う、業界関係者全体の輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。

※ 生産から販売まで輸出に関する業界の関係者を広く含み、オールジャパンで輸出拡大に取り組む全国団体

<支援メニュー>

- ① 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定・普及
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- | | |
|-----|---|
| ①-例 | ・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、高耐久木材や木質建材などの製品規格・流通規制に関する調査
・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査 |
| ②-例 | ・日本産米の差別化に向けた他国産米との比較調査及びPR活動
・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入 |
| ③-例 | ・多言語対応食肉ラベルシステムの開発
・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及
・輸出先国の製品安全規格を満たす焼き芋機の導入実証 |
| ④-例 | ・ブローカー設置、バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展、海外バイヤーの招聘等 |
| ⑤-例 | ・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討
・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や実装に必要な認証取得等への支援 |
| ⑥-例 | ・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等 |
| ⑦-例 | ・青果物輸出促進コーディネーターを設置し、産地の課題に対応可能な専門家と産地のマッチングによる課題解決を支援 |
| ⑧-例 | ・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証 |

現地でのPR活動



包材の規格化
(イメージ)



バイヤー向けセミナー・
商談会



(参考) ペットフードの輸出に係る農林水産省情報提供ページ

＜輸出に関するQ&A＞ <https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-76.pdf>

Q. ペットフードを海外へ輸出する際には、どのような手続が必要ですか。また、どこに問い合わせればよいですか。

A. ペットフードの輸出に必要な手続等は、輸出相手国や輸出する製品により異なり、輸出者ご自身で輸出相手国へ確認していただく必要があります。また、日本国内の相談窓口についても、輸出者ご自身で確認していただく必要がありますので、以下を参考に確認をお願いします。

- 農林水産物・食品の輸出に関するご相談の受付窓口（分野別・品目別に紹介されていますので、ご活用ください）
- 農林水産物・食品の輸出に関する国内外の制度（主なものが紹介されていますので、ご活用ください）
- 衛生証明（health certificate）等の動物検疫に関する事項
- 植物防疫に関する事項
- EU 域内に輸出するペットフード等の製造事業場の登録
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書（EU 向けに輸出するペットフードや養魚用飼料の製造事業場として登録されている施設で製造された製品を対象とした放射線セシウムに関する証明書発行を希望される場合についても、地方農政局へ申請してください）
- 輸出飼料、飼料添加物及びペットフードの自由販売証明書
- 輸出食品の自由販売証明書

Q. ペットフードを輸出する際、相手国政府から日本政府が発行した証明書の提出を求められました。どこで発行してもらえるのですか。

A. 輸出に必要な書類等に関する日本国内の相談窓口については、輸出者ご自身で確認していただく必要があります。相手国政府がどのような証明書（証明書の正式名称及び証明内容）を求めているのかを確認の上、Q.1 を参考に確認をお願いします。

＜飼料、ペットフード及び飼料添加物の自由販売証明書の発行＞

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/cfs.html>

＜英国及び欧州連合域内に輸出するペットフード等の製造施設の認定＞

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/170306.html>

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組



- GFP（ジー・エフ・ピー）**は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

- 農林漁業者・食品事業者へのサービス**
 - ・専門家による無料の輸出診断
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
 - ・輸出希望商品の輸出商社への紹介
 - ・輸出のための産地づくりの計画策定の支援
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供
- 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス**
 - ・GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
 - ・生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
 - ・「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
 - ・メンバー同士の交流イベントの参加
 - ・規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（12月末時点）

GFP登録者数

区分	登録者数
農林水産物食品事業者	3,141
流通事業者、物流事業者	2,482
合計	5,623

輸出診断申込状況

区分		
輸出診断申込数		1,196
	うち訪問診断希望者	849
訪問診断完了数		500

農林水産物・食品の輸出に関するお問い合わせ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規則・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html



こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先 : GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



一元的な相談窓口の連絡先

地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-5351
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-211-8607
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の規制情報など、農林水産物・食品の輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。

GFP（農林水産物・食品輸出 プロジェクト）を活用した ペットフードの輸出拡大 説明会



主 催



協 力

MAFF
農 林 水 産 省

accenture



**GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）
を活用したペットフードの輸出拡大 説明会**

**GFP（農林水産物・食品輸出
プロジェクト）の活用方法**

1. GFPの立上経緯

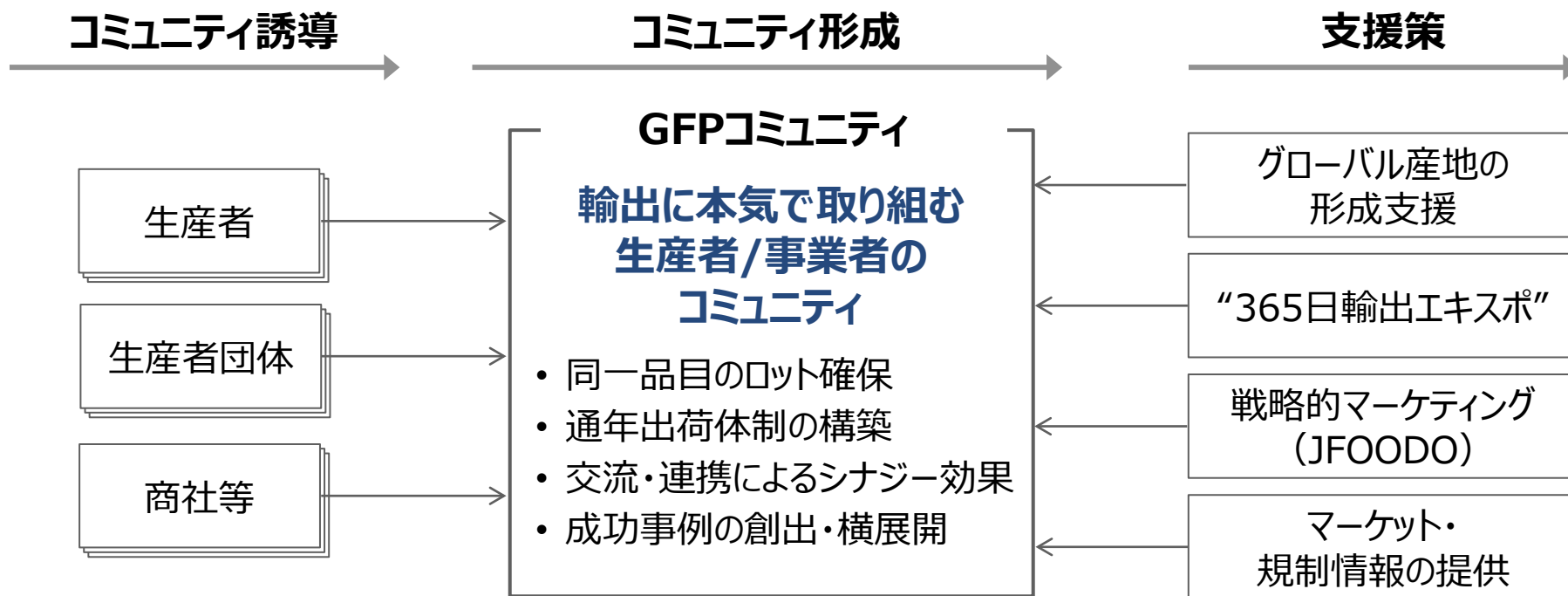
2. 現在のGFP会員数・会員構成

3. 具体的なGFP取組内容・活用方法

4. 今後のペットフード輸出の方向性

GFP発足の経緯 ～自民党農産物輸出促進対策委員会提言

輸出拡大に向けて、真に結果を出しうる事業者によるコミュニティ形成及び「選択と集中」による支援の必要性が示され、2018年8月にGFPが発足。



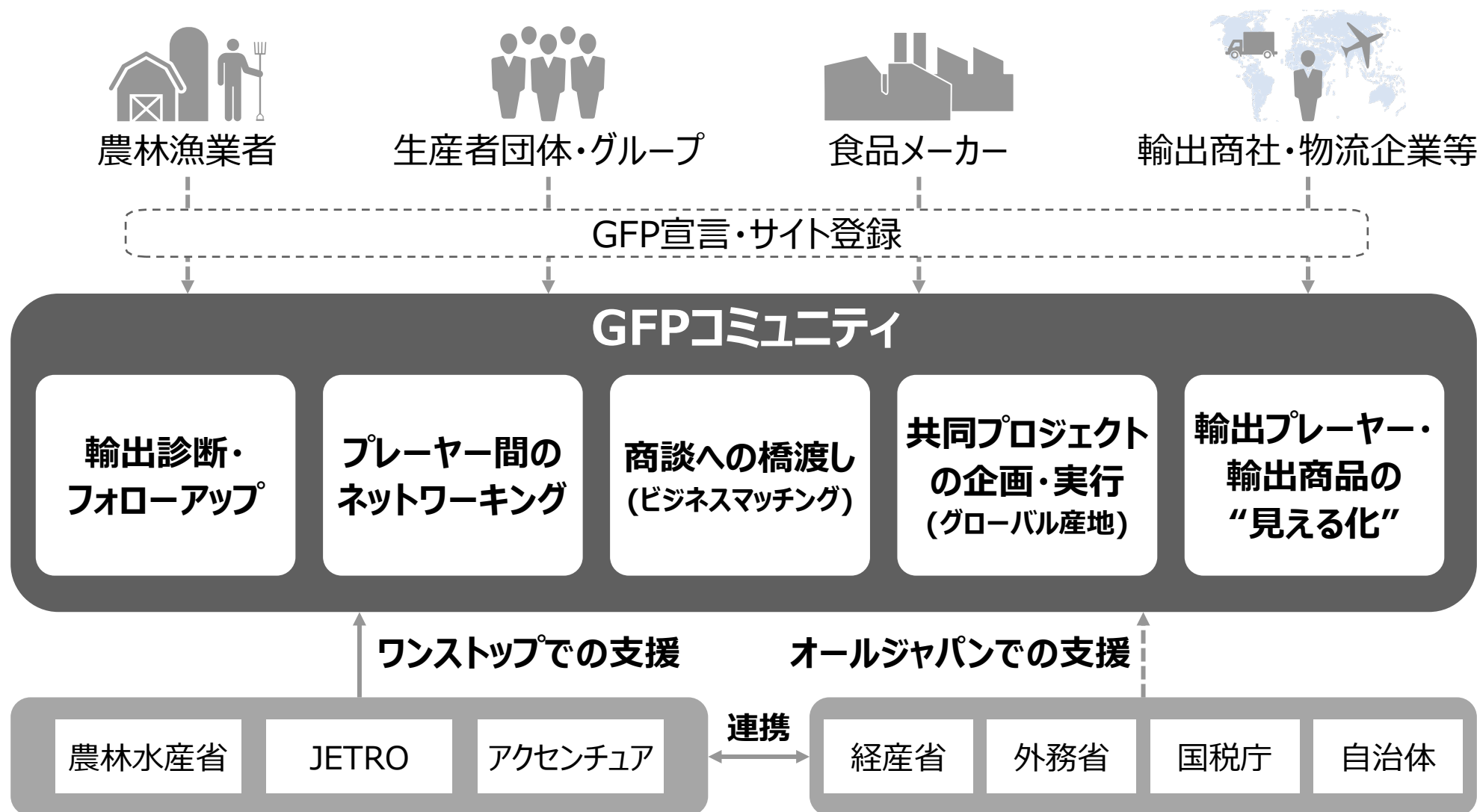
2018年8月発足



GFP(ジー・エフ・ピー)とは、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称であり、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト

GFP発足の経緯 ~GFP全体像

2018年8月の立上から、従来の手法にとらわれない取組を通じて登録者からは高い評価を頂き、GFPコミュニティは継続的に拡大。



- “革新的”な取組へのチャレンジ
(Innovative Challenge)
- メンバー間の“ネットワーキング・コラボレーション”
(Collaboration & Communication)
- “選択と集中”によるきめ細やかで能動的なサポート
(Choice & Concentration)

1. GFPの立上経緯

2. 現在のGFP会員数・会員構成

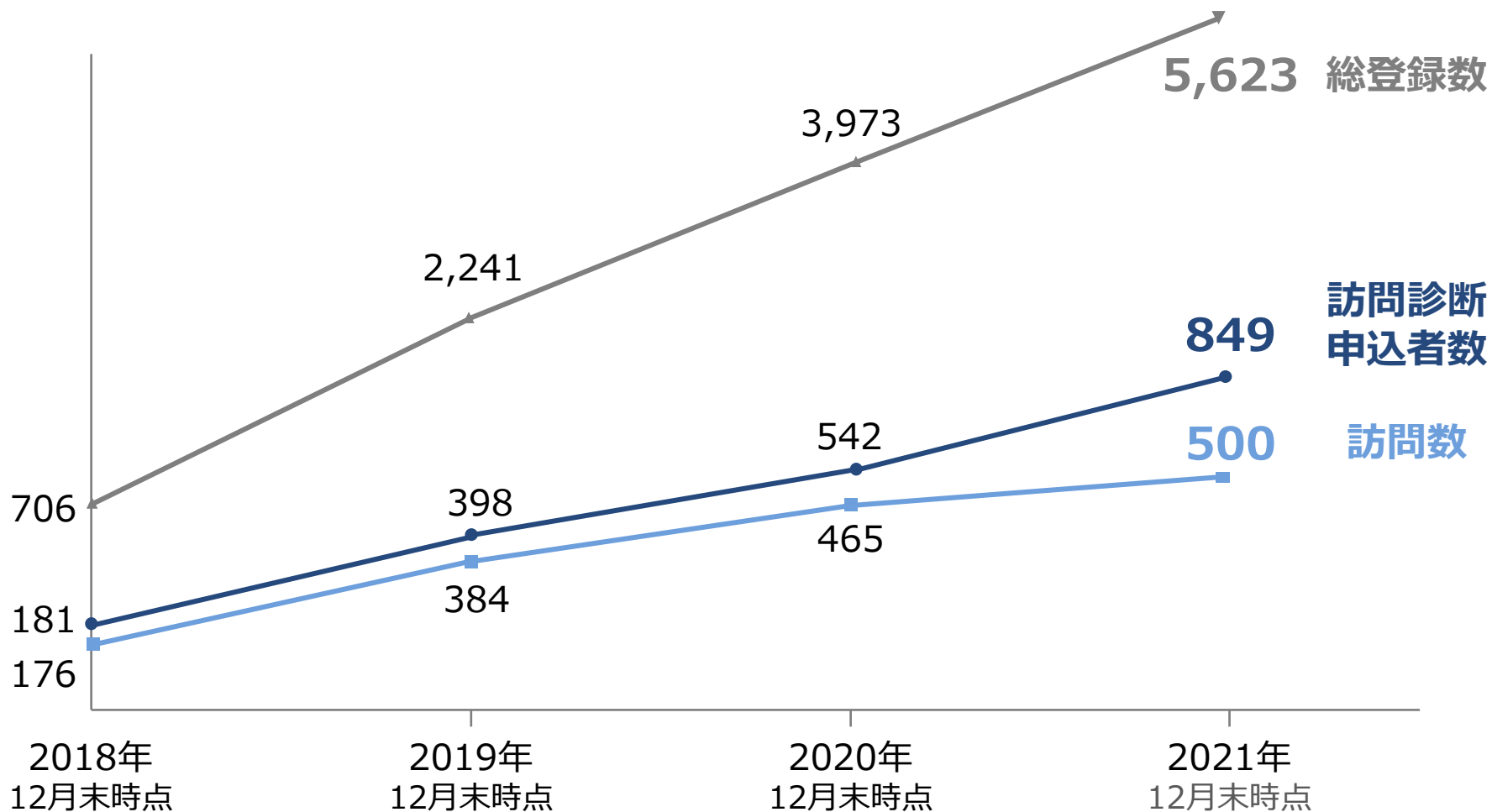
3. 具体的なGFP取組内容・活用方法

4. 今後のペットフード輸出の方向性

GFPの登録状況

GFPコミュニティは発足から約3年半で、月100件以上のペースで登録者が増加しており、21年12月末現在、約5,600社の輸出意欲のある事業者様に登録頂いている。

登録件数の推移



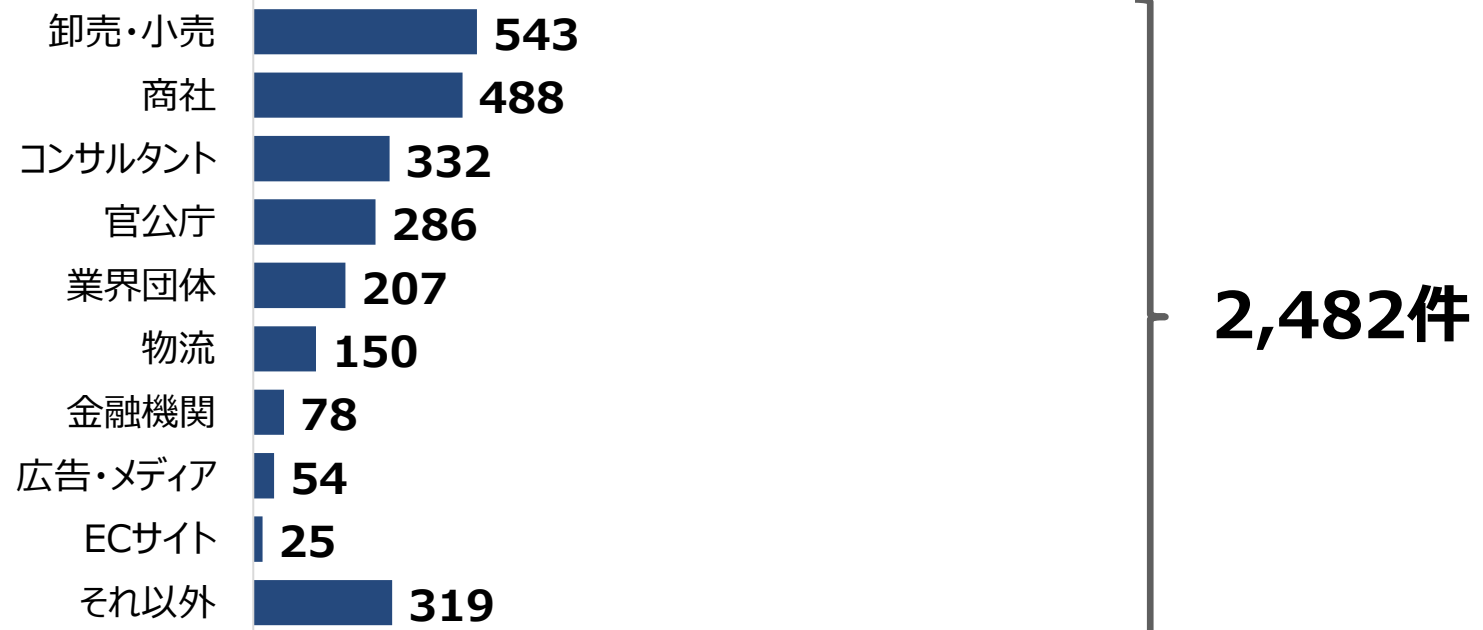
業種別GFP登録者状況

農林水産・食品事業者では加工食品メーカーが約45%を占めており、農林水産・食品事業者以外では卸売・小売・商社が約40%の登録を占める。

(ア) 農林水産・食品事業者



(イ) 農林水産・食品事業者以外



各地域のGFP登録者数（農林水産・食品事業者）

農林水産・食品事業者(3,141件)に関して、都道府県別では北海道・東京・静岡が登録者が多い。特に北海道265件・東京175件・鹿児島145件が多い。

海外(3件)

沖縄(43件)

北陸(176件)

- ・新潟(76件)
- ・富山(41件)
- ・石川(37件)
- ・福井(22件)

北海道(265件)

中国四国(348件)

- ・鳥取(24件)
- ・島根(25件)
- ・岡山(40件)
- ・広島(50件)
- ・山口(38件)
- ・徳島(33件)
- ・愛媛(52件)
- ・香川(45件)
- ・高知(41件)

近畿(426件)

- ・滋賀(27件)
- ・京都(105件)
- ・大阪(100件)
- ・兵庫(110件)
- ・奈良(39件)
- ・和歌山(45件)

東北(325件)

- ・青森(60件)
- ・岩手(45件)
- ・宮城(82件)
- ・秋田(32件)
- ・山形(67件)
- ・福島(39件)

九州(582件)

- ・福岡(121件)
- ・佐賀(29件)
- ・長崎(41件)
- ・熊本(103件)
- ・大分(25件)
- ・宮崎(118件)
- ・鹿児島(145件)

東海(221件)

- ・岐阜(50件)
- ・愛知(104件)
- ・三重(67件)

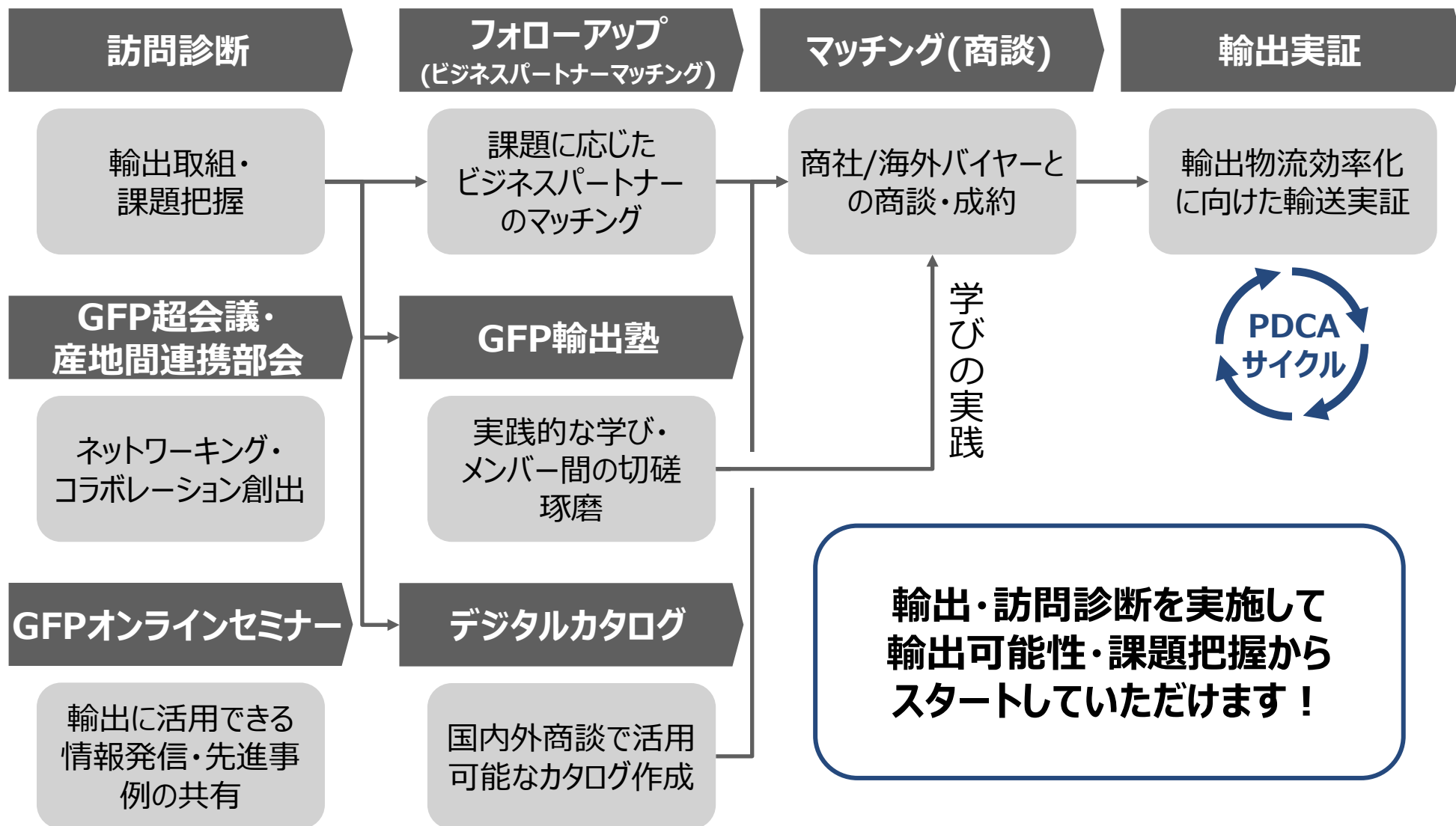
関東(752件)

- ・茨城(76件)
- ・栃木(45件)
- ・群馬(32件)
- ・埼玉(49件)
- ・東京(175件)
- ・神奈川(48件)
- ・千葉(77件)
- ・山梨(29件)
- ・長野(93件)
- ・静岡(128件)

1. GFPの立上経緯
2. 現在のGFP会員数・会員構成
3. 具体的なGFP取組内容・活用方法
4. 今後のペットフード輸出の方向性

GFPの具体的な取組

GFP登録事業者間のコラボレーション創出に主眼を置きつつ、各取組を連動させることで輸出に繋がるマッチング、実践的な知識習得を実現する。



内容

GFPコミュニティ (5,623社)	輸出診断・ BPマッチング	- コロナ影響下でもオンラインを活用した訪問診断を継続 - 訪問診断後のフォローアップとして、個々の課題解決に適切なGFP専門家(=ビジネスパートナー)をマッチング
	ネットワーキング イベント (GFP超会議等)	- 各地域の輸出意欲の高い生産者・商社の登壇・ワークショップ等を通じたネットワーキングを核としたイベント開催 - 直近では、リアルでのイベントが困難な中、Zoomを活用したオンラインによるセミナー・交流会を開催
	マッチングイベント・ 輸出塾	- GFPメンバーの生産者・メーカー⇔商社・バイヤーとのビジネスマッチング（商談）の機会を創出 - 輸出の実践知識を身につけ、商談に繋げる輸出塾も開催
	プレーヤー/商品 “見える化”・ 優良事例発信	- 訪問診断を受けたGFPメンバーを対象に国内外の商談で活用できるデジタルカタログ(日本語・英語)を作成 - GFP優良事例集も作成・情報発信/横展開を実施
	産地間連携部会・ 輸出検討部会	事業者間の情報連携・輸出課題の整理・解消を目的とした、グローバル産地連携部会、輸出商社部会、加工食品部会、コールドチェーン勉強会等を開催
	グローバル産地	- 輸出向けの産地形成を目指す「輸出事業計画」を策定した上で、各産地において取組を推進 - GFPメニューを活用した計画策定・取組サポートを実施

輸出診断

輸出診断を希望する事業者に対して、登録内容を元に作成された輸出チェックレポートを作成。更に、訪問診断を希望する事業者には、農政局・JETRO等と連携の上、直接訪問又はオンラインにより、現在の取組状況・課題/要望を把握。

輸出チェックレポート作成

訪問診断（オンライン含む）

農林水産省 輸出プロモーション

輸出チェックレポート

農林水産省

xxx様

xxx県

輸出タイプ

輸出に求められる供給量が不足している可能性があり、小ロット輸出の可能性、生産者/地域との連携による輸出拡大のための輸出が必要と想定されるタイプ

輸出可否

【輸出可能】現在の製造地で生産されている商品は、輸出希望国・地域に対して、技術的・物的な輸出の観点では、「輸出可能」ですが、前記エッセンス・追加物に該当する規制の確認が必要と考えられるため、詳細は農林水産省/地方農政局にて確認ください

製品の競争力

・加工食品は個々のメーカー単位での競争が一般に激しい品目で、自社商品の強みを強調することで輸出拡大に繋げられる可能性があります

希望品目

枝豆

生産額

1,000~3,000万

取得認証

JGAP

輸出国・地域

香港

輸出額

-

JETRO支援

-

輸出数量

・輸出に求められる供給量が不足している可能性があります。生産/製造計画や納品のタイミング等も考慮して、輸出業者・現地事業者との確認が必要です

輸出方法

・航空輸送では高価、海上輸送では全量での輸出が可能と見られます。適切な包装・梱包方法や梱包方法やコスト削減の整備状況については輸出業者・物流事業者への確認が必要です

輸出に向けたアドバイス (Next Step)

・GFPのコミュニティを活用し、他の生産者/原料供給先・輸出業者とマッチングし、連携した上での輸出取組や供給量の拡大・生産技術の検証等を推進することをおすすめします

・JETROの支援サービスを活用し、セミナー・商談会への参加や専門家支援を通じた輸出取組を進めることをおすすめします

・輸出開始/本格実施に向けて、輸出業者等と連携した上で、求められる輸出ドット・簡便及び現地規制の確認を進めることをおすすめします

輸出に向けた想定課題・リスク

海外研修生が生産技術を獲得・海外に流出し、模倣した類似品が市場で流通する可能性があるため、海外研修生の受入等には留意が必要です

・現地の大手小売店を中心に、JGAP・有機等の認証取得が求められる可能性があります

・現地の農産物加工業者の確保・現地基準に沿った生産が求められる可能性があります

参考となる支援制度・参考資料

＜支援制度＞
JETRO「輸出プロモーション」によるイベント支援

＜参考資料＞
JETRO「輸出プロモーション」によるイベント支援
農林水産省「輸出バリューチェーン構築サポート」(2018年)
JETRO「日本からの輸出に関する制度」
農林水産省「海外への輸出拡大に向けた取組」(2018年)
農林水産省「海外における農産物輸出の現状と課題」
農林水産省「海外に農産物を輸出する場合の検疫条件一覧(植物検疫)」

連絡先

農林水産省 輸出促進課 GFP事務局
Tel: 03-6744-7172
九州農政局 地域振興課 GFP事務局
Tel: 095-211-8607

希望者のみ

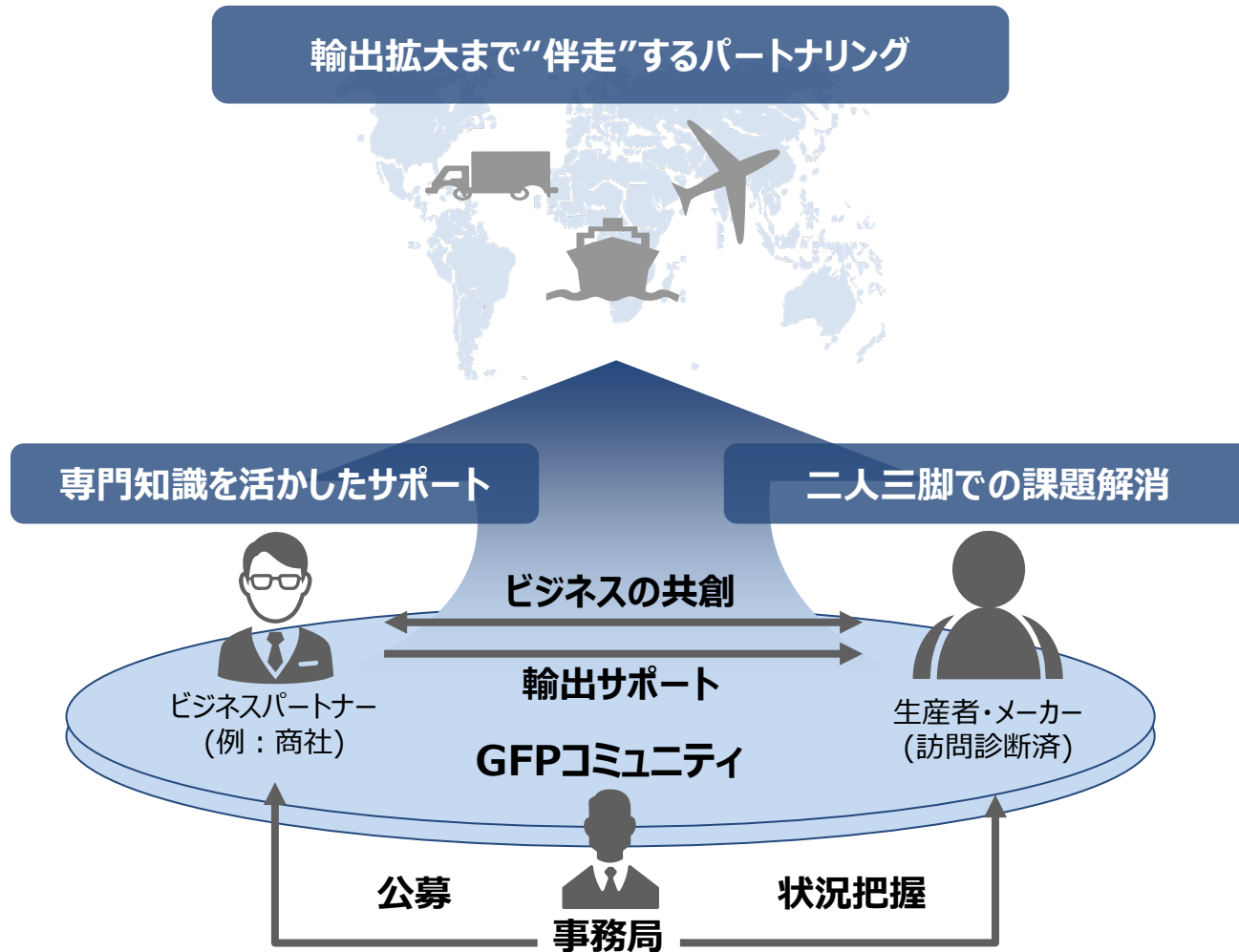


- 事業者に登録頂いた情報を元に、輸出の可能性や参考となる報告書・推奨する対応法の方向性等を含むチェックレポートを機械的に作成

- 農政局・JETRO等と共に訪問希望事業者を訪問し、ヒアリング・現地視察を実施
- 取組みの詳細を伺った上で、輸出に向けた課題・要望を把握

GFPビジネスパートナーマッチング

生産者・メーカーの輸出の課題やニーズに応じて、商社等のビジネスパートナーとのマッチングを行い、輸出知見豊富なパートナーから直接アドバイスをを行います。



初回ミーティングの様子(商社×事業者)



GFP事務局による進行の様子

輸出診断・ビジネスパートナーマッチング（フォローアップ）の全体像

輸出診断を通じた事業者の課題を把握した上で、課題解決に最適なGFPメンバー(=ビジネスパートナー)をマッチングし、二人三脚での輸出取組の共創・自走を促進。

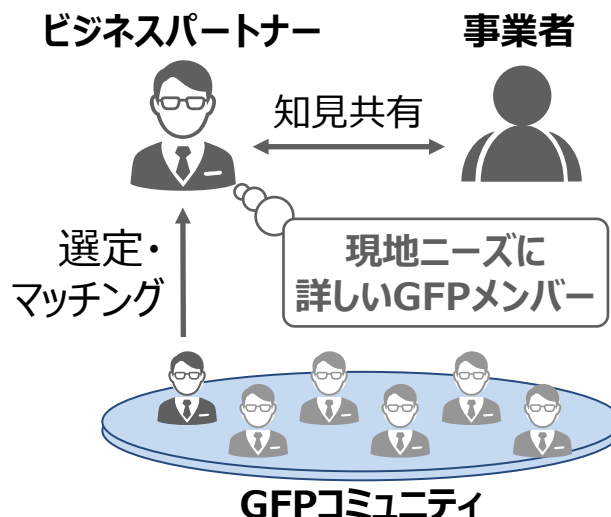
輸出診断（訪問診断）



きめ細やかな課題把握

- ・ 現地訪問/オンラインMTGを踏まえて、輸出に向けた課題を深堀
- ・ 知見・経験が豊富な診断要員によるヒアリング・アドバイス

ビジネスパートナーマッチング



課題解決に資するマッチング

- ・ 課題解決に最適な専門家(ビジネスパートナー)をマッチング
- ・ GFPメンバーの内、輸出取組を“共創できる”有力な現役プレイヤーを選定(無償協力)

自立自走した輸出取組



輸出取組の自立自走

- ・ 事業者同士が本業の一環として輸出取組を自立的に推進
- ・ 事務局は最低限の進捗管理を通じて取組の自立自走を支援

ビジネスパートナーマッチング事例：水産加工事業者×海外バイヤー

海外向け商品開発・プロモーション等の課題解決に向けて、日本産品の取扱を行うトッププレイヤーを交えた意見交換・マッチングを実施。

- 日本産水産物を取り扱う現地ECサイト運用商社とオンライン商談会

- 見積とサンプルを送付し、現地業務用スーパー等にて、顧客の反応確認を実施



海外の輸入商社とオンライン商談会



海外の外食店による商品開発の意見交換

- 世界各国で飲食店を展開する事業者と商品開発・海外展開に係る意見交換

- 事業者より商品の付加価値を付けるためのアドバイスを受けるとともに、米国等で水産加工食品のプロモーションを今後実施

- 現地にて外食店を運営するディストリビューターと対面商談会

- 次回品評会の商品リストに登録



現地ディストリビューターとの商談会

ビジネスパートナーマッチング事例：醤油メーカー×地域商社

GFPのサポートの元、輸出事業計画を策定した上で、GFPのビジネスパートナーマッチングを活用してメーカー5社と萌すがマッチング。海外バイヤーを交えたレシピ開発を行う等、輸出拡大を目指す。

木桶醤油輸出促進コンソーシアムの概要

目的

- ・ 米国・オランダ・東南アジア等の新規販路の開拓
- ・ 木桶文化の伝承・海外でのブランド化

参画事業者

- ・ 栄醤油醸造(静岡・掛川)
- ・ 山川醸造(岐阜)
- ・ 倉本伊勢藏(三重)
- ・ 正金醸造(香川・小豆島)
- ・ 弓削多醤油(埼玉)

木桶醤油の パッケージ



木桶醤油×カンパチセット輸出(シンガポール・台湾)



- ・ 地域商社萌すと鹿屋市漁協が連携して、木桶醤油を活用した漬け丼セットを商品開発中
- ・ シンガポール大手EC「Redmart」・台湾ライブコマースでの販売を目指しながら、木桶醤油の商品ストーリー等を併せてプロモーションする予定

全国各地でGFPのセミナー・交流会等を開催し、輸出に関する情報発信・先進輸出事例の共有・事業者間のコラボレーション創出等を推進。



GFP 超会議 2021

マーケットインで切り開く輸出の未来



金澤生配信!





日時

2021年3月16日(火) 13:00~17:10

方法

オンライン開催 (YouTube生配信)

視聴URL

<https://youtube.tv/24s6LCTQ>

※パソコン・タブレット・スマホのいずれでも視聴いただけます。
※同時・リアルタイムで、YouTubeアカウントにサインインして視聴いただけます。



マーケットインでの輸出拡大をテーマに、オンラインによるセミナーを開催します。
5兆円目標の達成にむけて大ロットでの販路拡大を目指す上でのヒントとなる、
現地マーケットの最新情報(特に現地企業の商流・消費者のトレンド等)に関して、
主要な海外バイヤー、GFP優良事業者からご講演いただきます。

13:00-13:30	マーケットインに基づく輸出拡大のヒント(小規模・中規模企業向け) マーケティングの考え方、且つバリエーションのあり方、現・近隣国と比べることで 最新の市場動向にリアルタイムで向き合える「ペナリ」等のご紹介
13:30-15:30	コロナ影響下下での各国の現地ニーズ(海外バイヤー 講演依頼) コロナ禍で各国に異なるニーズが生まれている。発着業者・エクスポート・近隣の 国のマーケットにリアルタイムで向き合える「ペナリ」等のご紹介
15:40-16:25	輸出に役立つサービス情報(物流・輸出に要する保険サービス等) GFPを主催する、東洋の「カンパニー」の事例・輸出に要する書類・輸出に した際の注意点を事例を交えて紹介
16:25-17:10	輸出に役立つサービス情報(物流・輸出に要する保険サービス等) 輸出をサポートする右の国・地方企業、金融機関・貿易会社等をご紹介

- 等

54

GFPマッチングイベント

輸出に直結するマッチングイベントを多数開催しており、コロナ禍においても、オンラインを活用したマッチングイベントを開催しており、高い満足度・輸出成約見込を獲得。

GFP海外マーケットセミナー&マッチング



- 農水省講堂にて参加者187社が集い、セミナー及び商談会を実施
- 商談に参加したサプライヤー(生産者・メーカー・商社等)は78社、バイヤーは3社(11名)であり、合計94件の商談を実施

オンラインセミナー&マッチング

- 大阪、九州、仙台を拠点に、輸出セミナー・商社と生産者/メーカーの商談会を実施
- 商品のサンプル送付等も行うことで、オフラインと変わらない商談が実現

GFPマッチング実績

これまでGFPイベントやビジネスパートナーマッチング等の取組を通じて、約12億円相当の新規成約(見込)を実現。輸出成果創出に向けたフォローアップを継続している。

■ マッチング集計一覧

*万円/年（見込み含む）

マッチング件数		マッチング件数	成約金額
Total		771	117,580
R3		203	5,819
	商社	182	4,119
	商社以外	21	1,700
R2		257	22,116
	商社	134	19,533
	商社以外	123	2,583
R1		217	89,645
	商社	60	0
	商社以外	157	89,645
H30		94	0
	商社	17	0
	商社以外	77	0

GFPイベント・
マッチングでの成約額
約11億7,580万
(771件)

GFP優良事例：大吉農園

2019年GFP訪問診断を実施後、GFP超会議を通じて認証取得や商談会情報の収集、更に輸出取引先からの引き合いを受け、シンガポール向けにキャベツの輸出成功。

GFPの繋がりを通じて知識習得・新規取引先を獲得

課題 1

輸出経験が無いため、
輸出に向けて何から始めれば
良いかわからない

課題 2

実際に輸出をする上で、
商品の荷姿や梱包の方法・
注意点を知りたい

課題 3

輸出に取り組む方々から刺激を
もらい輸出に向けて
本格的に取り組みたい

GFP訪問診断

GFP訪問診断で 輸出の“いろは”を学ぶ

農水省・JETRO職員から、規制情報
や海外ニーズの傾向、商談会・展示
会を活用した販路開拓などのアドバイ
スを受け、輸出に向けて取組開始



訪問診断の様子

関係機関等との ネットワークを活用

初めての輸出の際に、GFPを通じて連
絡先を把握した全国植物検疫協会
の専門家から直接指導を受け、トラブ
ルなく無事に1回目の輸出が成功



直接指導の様子

GFP超会議

国際的な認証取得の 必要性を把握

ASIAGAP取得の重要性や、認証取
得に向けて商談会参加の必要性を知
り、後日商談会に参加。商談会を通
じて現在の販路を構築



GFP超会議・商談会の様子

GFPを通じた輸出取組の感想



大吉枝美 様

- GFP参画をきっかけに、輸出に関して漠然としたイメージしか持っていなかった状態から、1年以内に輸出を実現しました！
- 更なる輸出拡大に向けて、生産量の拡大と集出荷設備の拡充を図ると共に、これまで通り、取引先のニーズを把握し、海外のお客様の喜ぶ顔を思い浮かべながら、鮮度が良く・品質の高いキャベツ生産に励んでいます！

自社マイページを通じた商品のPR、輸出商社等の事業者とのコンタクトが可能。

Global

Project

あなたを、 生産者の日本代表にしたい。

うつろう四季の豊かな自然。脈々と受け継がれる伝統。そして、だれかを喜ばせたい一心で日々取り組む、生産者のみなさん。当たり前のように接している日本の農林水産物や食品は、世界に誇れる特別な普通なのです。海外各国からのニーズが大きくなっている今、まずは熱意ある生産者とともに、輸出の成功事例をつくっていききたい。意欲ある方は、このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。

NEW
会員向けコンテンツ

会員登録をする

GFPとは

なぜ今、輸出なのか

「輸出診断」から始めよう

GFPが行う3つの支援

ニュース



見本

NEW
画期的補助金登場！

～食品事業者向けの施設整備～



現時点のGFP会員数
3,476名

GFP登録者への情報提供

規制や補助金等の輸出に関わる有益な情報をメールマガジンにて発信。GFP公式FacebookやYOUTUBEチャンネルを立ち上げ、活動情報やイベント情報などを発信。

メルマガによる情報発信



2019/03/01 (金) 14:06
GFP事務局
FW: 有機JAS-GAP認証取得や輸出向け資材等の経費を支援する事業の公募のお知らせ (公募締切期: 3/15(金))

宛先: GFP事務局

添付ファイル: (1)事業PR/CF (有機JAS認証取得等支援事業).pdf (388 KB); (2)事業PR/CF (GAP認証取得等支援事業).pdf (399 KB); (3)事業PR/CF (GAP認証審査員の候補者育成支援).pdf (422 KB)

GFP登録いただいた皆様

お世話になっております。
GFP事務局です。

農産物の輸出拡大に向け、(一社)全国農業改良普及支援協会が「国際認証取得等支援事業」の公募をしておりますので、ご有機JAS認証やGAP認証は輸出をする際にも重要な認証ですので、この機会をぜひご利用ください!!

【公募期間】平成31年3月15日(金)まで
詳しくは、下記URLを御覧ください。
(一社)全国農業改良普及支援協会HP
<https://www.idea.or.jp/news/index.html>

Facebook



GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト
@maff.gfp

ホーム
投稿
イベント
レビュー
動画
写真
ページ情報
コミュニティ
グループ
ノート

広告を出す
広告センターへ移動

あなたを、
生産者の日本代表にしたい。

100億人ではなく、
1億人を見据えた
農林水産業へ。

投稿を作成...

写真・動画
気分・アクティビティ
チェックイン

下書きの投稿
下書きの最終編集日時: 2019年3月25日 10:51 下書きを表示

GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト

【GFP海外マーケットセミナー&ビジネスマッチングセッション(10/16)参加者募集のお知らせ】#GFP

YOUTUBE



【公式】GFP事務局
3本の動画
チャンネル登録 7

【公式】GFP事務局の最新の動画をお見逃しなく

GFP超会議 2019 in Hokkaido
【公式】GFP事務局
3週間前・16回視聴
2019年6月21日(金)に開催した【GFP超会議】のノーカット版映像です! 03:15 開

GFP超会議 2019 in Kyusyu
【公式】GFP事務局
4週間前・9回視聴
2019年6月14日(金)に開催した【GFP超会議】のノーカット版映像です! 03:18 開

SNS等を活用しながら、GFP活動の認知拡大

1. GFPの立上経緯
2. 現在のGFP会員数・会員構成
3. 具体的なGFP取組内容・活用方法
4. 今後のペットフード輸出の方向性

withコロナ時代の加工食品輸出拡大に向けたキーワード

withコロナの中で各国において、消費者の健康志向・訪日できない中での日本らしさ・地域ブランドへの期待が高まっており、トレンドを加工食品輸出に反映することが重要。

日本産加工食品の訴求要素

健康・手軽さ

日本らしさ・地域性

欧米

発酵(ファーマンテーション)・
オーガニック・グルテンフリー

食品の伝統/ストーリー・
“和と洋の中間”

アジア

手軽に取れる
機能的/健康食品
冷凍食品/半調理品

北海道・京都等の
地域ブランド・疑似訪日体験

withコロナ時代の加工食品輸出の有望品目例

有機/グルテンフリー/ストーリー性に特徴のある醤油・味噌や機能性グミ・健康バー等の輸出が拡大。アジアでは北海道ブランドを活かしたスイーツ・抹茶商品等も有望。

日本産加工食品の訴求要素

健康・安心/安全

- ・ 有機/グルテンフリーの醤油・味噌
- ・ 液状味噌・漬けダレ・粉末味噌
- ・ 米菓(グルテンフリーのヘルシースナック)

日本らしさ・地域性

- ・ 醤油(木桶仕込等)・黒酢(壺造り)
- ・ モチアイス・モナカアイス
- ・ どら焼き・大福

欧米

- ・ 機能性のグミ・健康バー
- ・ 納豆・野菜/果物ジュース・青汁
- ・ 乳酸菌飲料・豆乳
- ・ 冷凍シューマイ・餃子・揚げ物・焼きいも
- ・ 冷凍うどん・そば
- ・ カレールー・レトルトカレー
- ・ サプリメント・栄養ドリンク

アジア

- ・ 冷凍スイーツ(ケーキ・カステラ等)
 - 北海道牛乳等の活用
- ・ 抹茶・ゆず等日本的フレーバー菓子
- ・ ご当地ラーメンキット等地域産品
- ・ 団体購買・贈答用菓子(特に中国向け)
- ・ 寿司関連調味料(ワサビ・刺身醤油)
- ・ わさびピーナッツやナッツ系菓子

食品輸出のトレンド

食品全般における輸出のトレンドとして、「EC・KOL」「SDGs・食の安全」「フードテック」が世界的に進展しており、今後の輸出に反映していくことが重要。

EC・KOL*



- ✓中国を始め各国において食のEC化・デリバリーが加速
- ✓アジア圏ではインフルエンサーマーケティングが台頭
- ✓D2Cのダイレクトチャネルが台頭

SDGs・食の安全



- ✓農業・食品の持続可能性への要請が強化
- ✓フードロス削減・オーガニック・食品安全認証取得 (GAP・MSC・HACCP等) へのニーズの高まり
- ✓生産プロセス・こだわりを求める消費者の出現

フードテック



- ✓日本の高い加工・冷凍技術を活かした食品輸出が進展
 - ・ミールキット (ラーメンセット等)
 - ・冷凍寿司・冷凍食品・スイーツ
 - ・小麦配合技術を活かした麺類

食品輸出トレンドを踏まえたペットフード輸出の方向性（案）（1/2）

日本の強みである技術力やブランド力を活用し、人口・購買力の増加が顕著で輸送コストも抑えられるアジア市場への輸出取組が効果的であると想定。

日本の
技術力・
ブランド力
を活用した
嗜好品輸出

✓ 日本メーカーの技術・強みを活かした嗜好品としての間食（おやつ） 商品の小ロット多品目輸出

- ・ 外資大手メーカーが**大量生産しづらいカテゴリー**

✓ 日本らしさ・健康的な日本食イメージを活かした商品開発

- ・ 抹茶・ゆず・さくら等の**日本的なフレーバー**
- ・ 和牛・水産物・果物等を活用した人に近い商品開発
（ただし、畜肉・畜肉エキスを使用时と規制は厳しい）

✓ 日本由来の犬種とセットでの犬種別ペットフード輸出

- ・ 食品例：本物の日本食には**日本産食材**を使いたいというニーズ



成長著しい
アジア市場

✓ 人口・購買力の増加が顕著なアジア市場が有望

- ・ **日本文化・日本ブランドへの憧れ**が強いことも追い風となる
- ・ 欧米諸国と比べ、**輸送コスト**も抑えられる
- ・ 中国・ベトナムは、特に**子供には安全・高品質の日本産食品**を与えたいという母親層が増えており、同じく「家族」としての地位を獲得していくと思われ、**ペットにも同様のニーズ**が出てくる可能性

食品輸出トレンドを踏まえたペットフード輸出の方向性（案）（2/2）

食品全般における輸出のトレンドに関してはペットフード輸出においても参考になる部分も多いと考えており、各トレンドを絡めた商品開発・プロモーションが重要。

EC・KOL

- ✓ **中国等の大手ECにオールジャパンでのペットフード旗艦店出店**
 - ・ 食品例：北海道産品をまとめた旗艦店のT-mall出店
- ✓ **インフルエンサーを活用したペットとセットでのペットフードプロモーション**
 - ・ ロシアのフィギュアスケート選手のザギトワ選手は秋田犬を飼育しており、インスタグラムで発信
 - ・ インフルエンサーに日本品種のペット&ペットフードも合わせてPR頂けると効果的



SDGs・ 食の安全

- ✓ **フードロス削減に貢献するペットフード開発スキーム**
 - ・ 輸送時に少し傷んだ果物・野菜等を、現地でペットフードメーカーに提供・活用

フードテック

- ✓ **フードテック技術のペットフードへの応用**
 - ・ 代替タンパク質・昆虫食のようなフードテック技術をペットフードにも応用できないか？

ペットフードの分類

大手外資メーカーが現地生産を進める総合栄養食よりは、日本で技術・商品開発が進んできた間食（おやつ）カテゴリーで日本ならではの商品開発・カテゴリー創出が重要。

概要

- ペットフードは、**給与目的**で主食と間食に分けられている
- 主食としてのペットフードは「総合栄養食」と言い、当該ペットフードと**水を与えていれば必要とされる栄養素が摂取できる**ように作られている
- 「間食」は本来、栄養素補給としては必要ないが、ペットのしつけや運動、**ご褒美として限られた量を与える意図的な**ペットフード

分類

概要

総合栄養食

- 犬又は猫に**毎日の主要な食事**として給与することを目的とし、当該ペットフードと**水だけで指定された成長段階における健康を維持できる**ような栄養素的にバランスのとれた製品
- ペットフードの目的として「総合栄養食」と表示する場合は、そのペットフードが適用となる犬又は猫の成長段階が併記

間食

- **おやつやスナック又はご褒美**として、限られた量を与えることを意図したペットフード
- 間食は、適切な栄養量を維持するために給与回数及び給与限度量の表示や主食での給与量の調整が必要な旨の表示により注意喚起がされている

療法食

- 獣医師が犬や猫の疾病の治療などを行う際、**治療の内容の合わせてフード中の栄養成分の量や比率が調節**され、治療を補助する目的で使用されるフード

その他の目的食

- 「総合栄養食」「療法食」及び「間食」のいずれにも該当せず、**特定の栄養の調整又はカロリーの補給、あるいは嗜好性増進などの目的を満たすもの**、ペットフード又は食材とともに与えられることを意図したもの
- 使用の目的により、副食・おかずタイプ、栄養補助食に区分される

今後のペットフードの輸出拡大が期待される国

人口・購買力増加やペット所有率の高さ、海外メーカーのシェアの高さといった観点から、中国、フィリピン、インドネシアへの今後のペットフードの輸出が特に期待される。

	中国	フィリピン	インドネシア
ペット市場の概観	✓ 経済成長に伴う所得増加や一人っ子政策の影響からペットブーム ✓ ペットの飼い主の年齢層は90年代生まれの20～30代が中心	✓ 東南アジア諸国の中で最もペットの所有率が高く、83%の家庭でペットが飼われている ✓ 犬が67%、猫が43%、魚が13%、鳥が10%を占める	✓ 新型コロナの巣ごもり需要から、ペットフード市場が成長 ✓ イスラム教徒が多いことから、犬よりも猫を飼う人が多い
海外メーカーのシェア	✓ MARS(米)、ロイヤルカナン(仏)、ネスレ(瑞)と欧米の外資メーカーが強く、上位3社で業界シェアの2/3を占める ✓ 市場の拡大を捉え、多くの海外企業が中国市場に参入	✓ 欧米のメーカーのペットフードが好まれ、アメリカからの輸入が61%を占める	✓ ペットフードをほぼ輸入に頼っており、タイ、中国、フランス、米国がインドネシアが主要輸入国。中でもタイからの輸入が70%を占める
販売チャネル	✓ 「インターネット通販サイト」での購入が最も多く、アリババ系列の大手オンラインモール「淘宝网（Taobao）」や「天猫（Tmall）」が人気	✓ ほとんどのメーカーが、自社ECサイトや大手オンラインショップ等、オンラインで販売	✓ リアルでのペットフード購入者が多いものの、新型コロナの影響もあり、オンラインでの購入は増加傾向
好まれるペットフードの特徴	✓ 品質と付加機能にこだわる傾向があるため、価格が高めの高級フードを購入することが多い	✓ 多くの飼い主は価格に敏感で、リーズナブルな商品を好むものの、プレミアムフードの需要も増えている	✓ 高所得ユーザーを中心に、栄養的に優れたローフード（非加熱フード）が人気に

**ペットフード協会の皆様にも
GFPの支援メニューをご活用いただけます！**

**輸出に関心のあるペットフード協会の皆様
まずは、GFPのメンバー登録をお願いします。**



GFP

農林水産物・食品
輸出プロジェクト

こんな方にGFPは最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



GFP（農林水産物・食品輸出 プロジェクト）を活用した ペットフードの輸出拡大 説明会



主 催



協 力

MAFF
農 林 水 産 省

accenture



輸出入検討部会 会員社によるペットフード輸出事例

**一般社団法人ペットフード協会
安定供給委員会
輸出入検討部会**



原田 景太



一般社団法人ペットフード協会
安定供給委員会 輸出入検討部会長



カミハタ養魚グループ
株式会社キョーリン
国際部所属 観賞魚飼料の輸出・海外営業

- 40年にわたるペットフード輸出の中の「危機」
- どのように乗り越えてきたか
- どのように拡販してきたか

カミハタ養魚グループ

KAMIHATA
FISH INDUSTRY GROUP



神畑養魚(株)

KAMIHATA FISH IND. LTD.



国際部



キョーリンフード工業(株)

KYORIN FOOD IND. LTD.



(株)キョーリン

KYORIN CO., LTD.

輸出のきっかけ — 錦鯉

1877年（明治10年）

鯉の養殖で創業



1970年頃

神畑養魚(株)作出の錦鯉

神畑養魚(株)による錦鯉の海外輸出に伴って、アメリカ向けに**錦鯉の餌を輸出**したことが始まり。

※現在は錦鯉の輸出はおこなっておりません



1975年 アメリカ WWPSAペットショーでの当社ブース



有利に働いた点

- 畜産由来原料を使用していなかった



- 高温高圧処理されたエクストルーションされた製品がほとんどであった



- 製品はすべてグループ内で製造・在庫・販売していた

いずれも今から振り返った時の「結果論」

350SKUを50か国以上に輸出中

KAMIHATA
FISH INDUSTRY GROUP



- きっかけは2001年 日本でBSE発生！



「日本産なら安全に違いない」



「日本政府の証明書」が必要に

- 特にEUの規制が厳しく、2004年から1年半、輸出が完全にストップ

危機の第一波 家畜伝染病予防の対策

第一波 — 対策と結果

弊社での準備 — 混ぜない

- 反芻動物由来原料の混入防止の徹底
- トレーサビリティ
- 区画分け、コンタミ防止

証明への対応

- ペットフード工業会（当時）および
MAFFのご協力、ご尽力
- 2006年4月に「EU域内に輸出する
ペットフード等の製造事業場の登録実施
要領」が発行
- MAFFの**EU向け輸出認定工場**に認定いた
だきEU向け輸出再開（2006年）

現在の状況

- その後も反芻動物由来原料の取り扱い
は「厳禁」



THE BEST IS BACK!

Hikari, the food of champions is back in the UK after EU accreditation allowed the Japanese Animal Feed industry to resume exports. It's great news for koi keepers who have had to make do with second best for so long, Japan's No.1 fish food is back on the shelves again! Hikari offer the finest diets from the home of koi, diets which have produced four consecutive Grand Champions in the All Japan Nishikigoi Championships. No wonder breeders prefer it, and now you can too in the sure knowledge that future supplies will be readily available and uninterrupted.

Hikari

Japan's NUMBER 1

The advertisement features a cartoon character of a red bag with a face, wearing a white shirt and a red tie, holding a sign that says "EU RED TAPE". The character is standing on a blue base with several bags of Hikari fish food. The background is white with blue and yellow accents.

2007年～

安全意識の高まり



- ペットフードへのメラミン問題！
「ペットも家族の一員」の意識の高まり

輸入国の動物検疫を脅かさない



加えて『ペットや飼い主にとって安全・安心』

- アメリカの食品安全強化法では
FDAによる立ち入り監査で直接確認も



第二波 フード・セーフティへの対応

第二波 一 対策と結果

弊社での準備 - 衛生管理の徹底

- HACCPに準じた品質管理システム
- 電子化 自動化

HACCP

証明への対応

- FDAから「立ち入り監査実施」の突然の連絡！
- JETROさんに協力要請
他業界の例を紹介いただき、対策を講じる
オブザーバーとして監査への立ち合いも
- コンサルタントとの契約
食品業界でFSMAおよびFDA監査対応の経験に基づきアドバイス

⇒無事監査終了！



現在の状況

- 品質問題は激減
- 対米・対EU輸出水産食品HACCP認定施設協議会に監査の対応事例のご報告・ご紹介



第二波 — FSMA監査結果

- 米FSMA（食品安全強化法）への対応
ペットフードは**動物向け食品**。人向け食品と**同等**のルール。
2016年ごろより自社での対応開始。

米FDAによるFDA工場監査（2017年）

全3工場を**1ヵ月**かけて**監査**された。
食品安全計画の作成やFSVPの実施、必要書類の英訳。
その結果、**指摘事項無し**で終わることが出来た。



- 福島第一原発の事故発生
日本の食品輸出全体に対するクライシス

3.11以前の製品しか輸出NG



放射線物質の分析



産地の限定



規制解除

- また当時は風評被害も頻発。現在も一部の国、地域では規制が残る。

第三波 放射線物質の風評被害への対策

第三波 風評被害への対応

弊社での準備 - ベクレル分析

- のべ約1700回実施、全て検出限界以下
(出荷ごと全ロット全SKU)

証明への対応

- EU向け証明書は各地農政局へ発行申請。 ※現在は対応が必要無くなりました。

現在の結果

- 韓国向け：現地分析継続
- 中国向け：農政局による産地証明書

ANNEX III
Declaration for the import into the Union of
feed from JAPAN (Product and country of origin)

Batch identification Code NTI-8020651 Declaration Number NS2672NL0053

In accordance with Commission Implementing Regulation (EU) 2016/6 imposing special conditions governing the import of feed and food originating in or consigned from Japan following the accident at the Fukushima nuclear power station, the
Kinki Regional Agricultural Administration Office
authorised representative referred to in paragraphs 2 or 3 of Article 6 of Implementing Regulation (EU) 2016/6

DECLARES that the feed (products referred to in Article 5(1) of Implementing Regulation (EU) 2016/6) of this consignment composed of: Processed and individually packed ornamental fish food, ready to retail.
1,495 packages (230 CTS & 1,265 BGS), 19,593.000 KGS in Net Weight, with Batch Reference number ADB-REF#08/18
and Packing List # 50-008 (description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)

embarked at Kobe, JAPAN (embarkation place)
on 15 December, 2017 (date of embarkation)
by Ocean Freight, NYK VENUS (identification of transporter)
going to Rotterdam, the Netherlands (place and country of destination)

which comes from the establishment 1. KYORIN FOOD INDUSTRIES LTD. KASAI FACTORY, 762 Shimo-Miyagi-cho, Kasai City, Hyogo 675-2105 JAPAN (EU Pet No.2), 2. KYORIN FOOD INDUSTRIES LTD. KYUSHU FACTORY, 1343 Oaza-Hisadomi Chikugo-city, Fukuoka, 833-0056 Japan (EU Pet No.4), 3. KYORIN FOOD INDUSTRIES LTD. FUKUSAKI FACTORY, 1101-10 Okina-Tani Saiji-Aza Fukusaki-cho, Kanzaki-gun, Hyogo, 679-2215 Japan (EU Pet No.8)
(name and address of establishment)

is compliant with the legislation in force in Japan as regards the maximum levels for the sum of caesium-134 and caesium-137.

DECLARES that the consignment of items:

☐ mushrooms, fish and fishery products, rice, soybeans, (Japanese) persimmon, Japanese or giant butterbur (fuki), Aralia spp., bamboo shoot, bracken, Japanese royal fern, ostrich fern and koshiabura or a derived product thereof or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, which have been harvested and/or processed before 11 March 2011;

☒ mushrooms, fish and fishery products, rice, soybeans, (Japanese) persimmon, Japanese or giant butterbur (fuki), Aralia spp., bamboo shoot, bracken, Japanese royal fern, ostrich fern and koshiabura or a derived product thereof or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, which do not originate in and are not consigned from one of the prefectures listed in Annex II to Implementing Regulation (EU) 2016/6, for which the sampling and analysis of this product is required;

☐ mushrooms, fish and fishery products, rice, soybeans, (Japanese) persimmon, Japanese or giant butterbur (fuki), Aralia spp., bamboo shoot, bracken, Japanese royal fern, ostrich fern and koshiabura or a derived product thereof or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, which are consigned from but do not originate in one of the prefectures listed in Annex II to Implementing Regulation (EU) 2016/6, for which the sampling and analysis of this product is required and have not been exposed to radioactivity during transit;

☐ mushrooms, fish and fishery products, rice, soybeans, (Japanese) persimmon, Japanese or giant butterbur (fuki), Aralia spp., bamboo shoot, bracken, Japanese royal fern, ostrich fern and koshiabura or a derived product thereof or a compound feed or food containing more than 50 % of those products, which originate in one of the prefectures listed in Annex II to Implementing Regulation (EU) 2016/6, for which the sampling and analysis of this product is required, and have been sampled on (date) and subjected to laboratory analysis on (date) in the (name of laboratory), to determine the level of the radionuclides, caesium-134 and caesium-137. The analytical report is attached;

これまでの「危機」のまとめ

- **第一波**
畜産への安全性
→農林水産省およびペットフード協会のご協力
- **第二波**
フード・セーフティ
ペットおよびユーザーへの安心 安全
→JETROのご協力
- **第三波**
放射線物質混入への「風評被害」
→MAFFおよび農政局のご協力
- **次は何か？**
安心 安全を求める流れは今後も強まるのでは
輸入国側の流通規制は強化されるのでは



• 3工場にてISO22000取得（2020年）

製造管理レベルの向上から、食品マネジメントシステム認証である
ISO22000の取得にチャレンジ。

国内観賞魚飼料製造工場として初めて**認証取得しました**。

認証取得にあたっては、**4つの目的**を設定。

✓ 国際認証による信頼度向上

国際的に安全性を周知でき、安心度や信頼度の向上に貢献

✓ 品質レベル向上

品質面においても更なる工場を目指す

✓ 社内システムの整理

複雑化していた製造手順やルールを国際基準で整理

✓ 社員意識改革

役員から現場まで製造管理に対する意識の統一



さらなる輸出安定への取り組み 2

- 各国の輸入規制調査

独自に調査、対応
主な輸出先と検疫規制

- ✓ EUおよびイギリス

欧州議会・理事会規則142/2009に基づく工場登録制度と衛生証明書

- ✓ アメリカ

食品安全強化法（FSMA）およびUSDA輸入製品工場監査質問書

- ✓ 中国

農業農村部への製品登録および海関総署による産地・工場登録

- ✓ 台湾

附件四之九調製動物飼料之輸入検疫条件（反すう動物関係）

- ✓ オーストラリア

AQISへの製品登録

- ✓ 韓国

「Animal foods legislation」 No.19 and regulation No. 20（反すう動物関係）



さらなる輸出安定への取り組み 3

- **EPAやFTAの活用** 特定原産地証明書の取得
原産資格を満たすことを証明すれば、輸出先国税関で**EPA税率の適用**を受け
ることができる。
⇒現地における**コスト競争力**を高められる。

※農水省や日本商工会議所HPに利用ガイドあり



日本のEPA・FTAの現状（2021年12月現在：日商HPより）

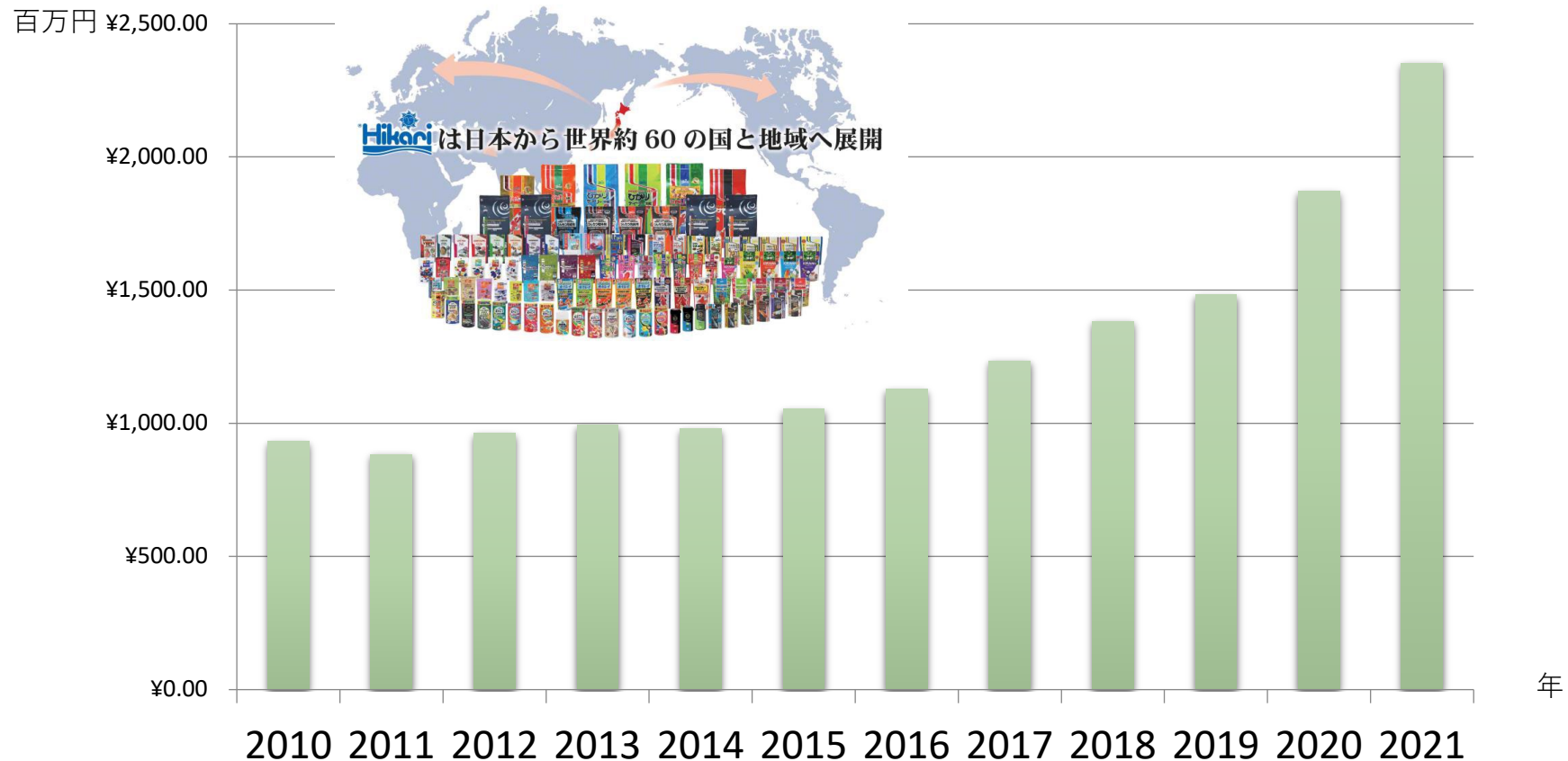


特定原産地証明書サンプル

輸出実績のご紹介

ペットフード輸出について

ペットフード輸出金額の推移



7年前と比較して、**約2.5倍**の成長

錦鯉飼料の輸出と品評会参加

海外でも人気の高い錦鯉

「**日本産錦鯉には日本の餌**」という要望多い。

➤ 日本産であり、国内トップシェアなどをアピールして、輸出拡大努めている。

→：日本の有力鯉業者にHikari飼料を使用いただいております。

↓：Hikari飼料で育った鯉が全日本錦鯉品評会を優勝しています。



錦鯉飼料の輸出と品評会参加

KAMIHATA
FISH INDUSTRY GROUP

世界各地の錦鯉品評会へ**参加・出展**。**飼い方勉強会**の実施も。



フランス



タイ



フィリピン



中国



ベトナム



インドネシア



イギリス



マレーシア



ミャンマー

錦鯉飼料の輸出と品評会参加

世界各地の錦鯉品評会へ**参加・出展**。**飼い方勉強会**の実施も。



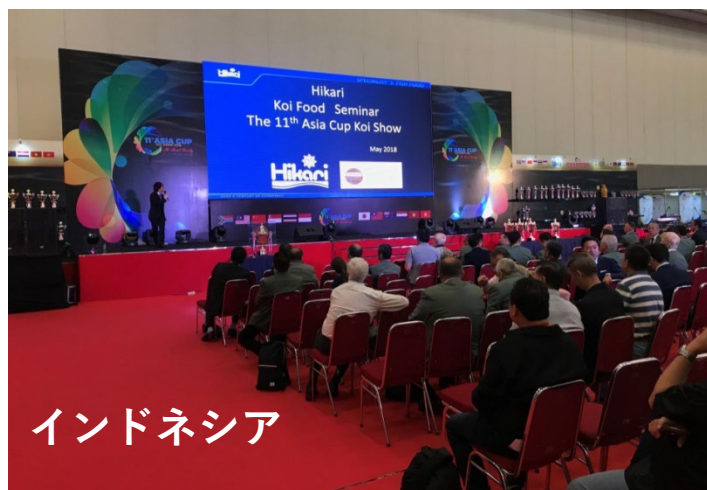
ベトナム



マレーシア



タイ



インドネシア



南アフリカ

勉強会では自社製品の紹介だけでなく、一般的な鯉の飼育方法から品評会で勝てる鯉を仕上げるための給餌方法などを紹介。

⇒ 現地における**錦鯉飼育文化**の**浸透**と**定着**を意識した活動

- GFPの利用開始



Hikari

事業者名 株式会社キョーリン

担当者 国際部/石川遼太

住所 〒670-0902兵庫県姫路市白鷺町9

マイページへ

基本情報 編集

業種 商社

取扱商品 その他（農林水産物・食品に限る）/ペットフード

営業エリア 全国

輸出経路 有り

輸出エリア 香港・米国・中国・台湾・韓国・ベトナム・タイ・シンガポール・マレーシア・中東・EU・その他

経営規模 10億～100億/10～100名

Mail export@kyorin-net.jp

HP https://www.kyorin-net.co.jp/

〒670-0902 兵庫県姫路市白鷺町9

石川遼太

079-288-1436



- 輸出事業計画の策定検討
- 「輸出に取り組む優良事業者表彰」への参加

- 輸出に取り組む優良事業者表彰において
農林水産大臣賞の受賞（2021年12月）
ペットメーカーで**初めての受賞**

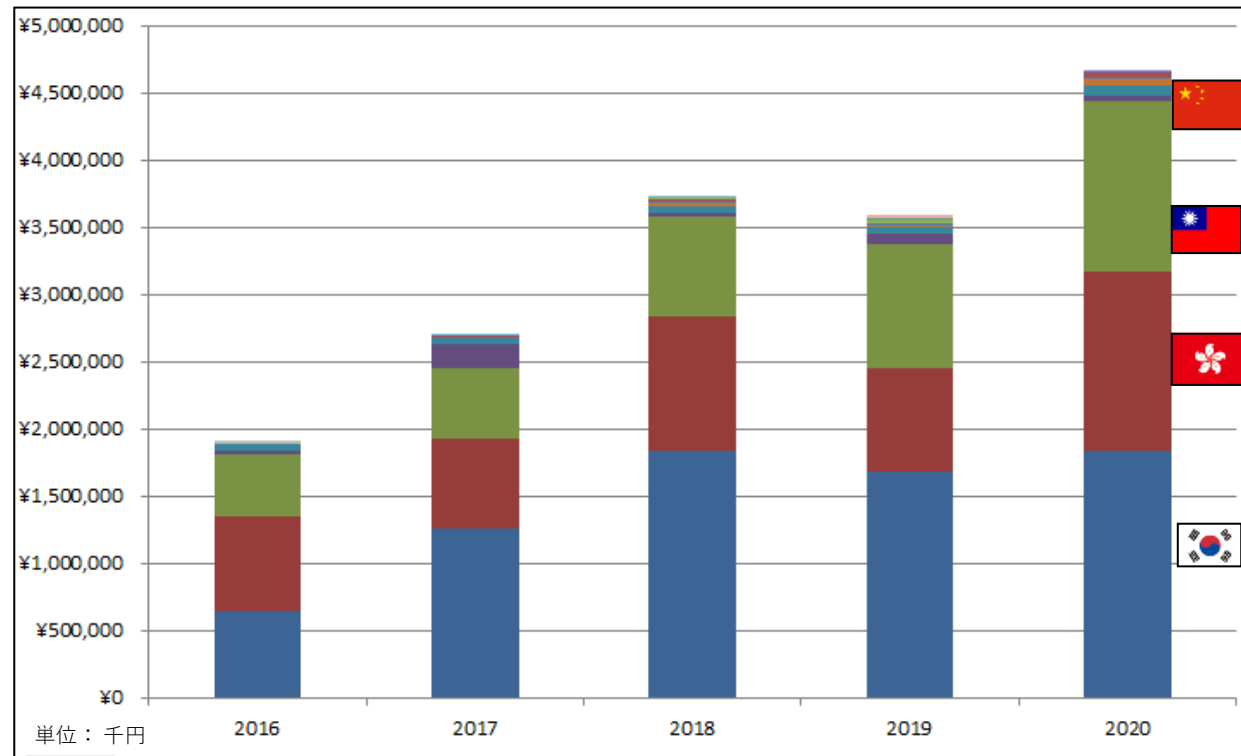
輸出に取り組む優良事業者表彰とは
日本産農林水産物輸出に関わる優良な取組を表彰、
取組内容を周知し、輸出促進を図ることが目的。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/r301.html>



国産ペットフード輸出の将来性

犬猫用飼料の輸出向け地はアジアに偏っており限定的。



財務省「輸出統計」より

市場参入する上での課題がクリアできれば

(ex. **輸出時の動物検疫対応**や**流通時の現地規制への対応**)

国産ペットフード輸出拡大は期待できる

ご清聴ありがとうございました。



一般社団法人ペットフード協会
安定供給委員会 輸出入検討部会

**今後も継続して、
輸出入の安定と発展に努めてまいります。**



GFP（農林水産物・食品輸出 プロジェクト）を活用した ペットフードの輸出拡大 説明会



主 催



協 力

MAFF
農 林 水 産 省

accenture

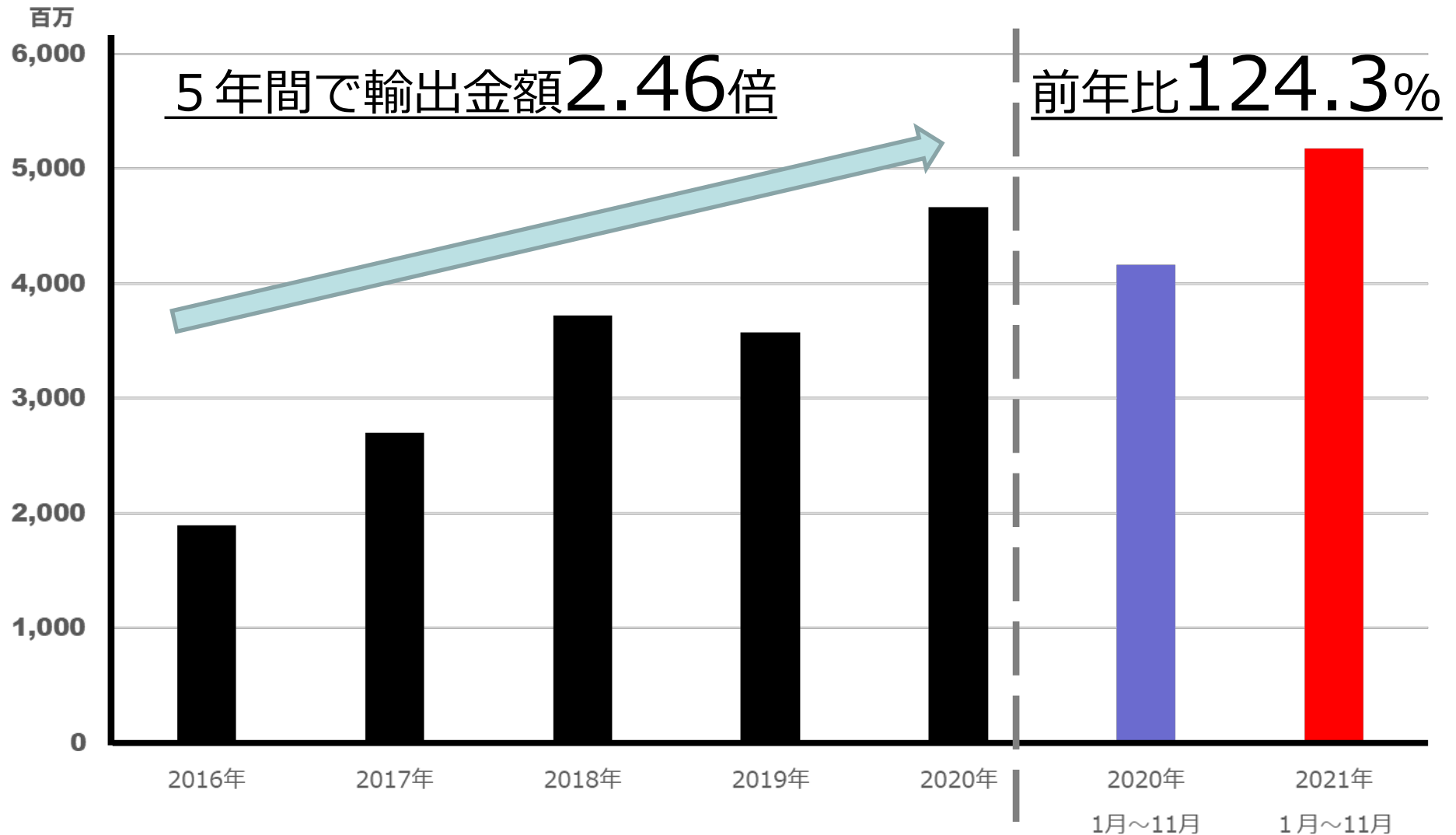


今後の取り組み

ペットフード協会 安定供給委員会

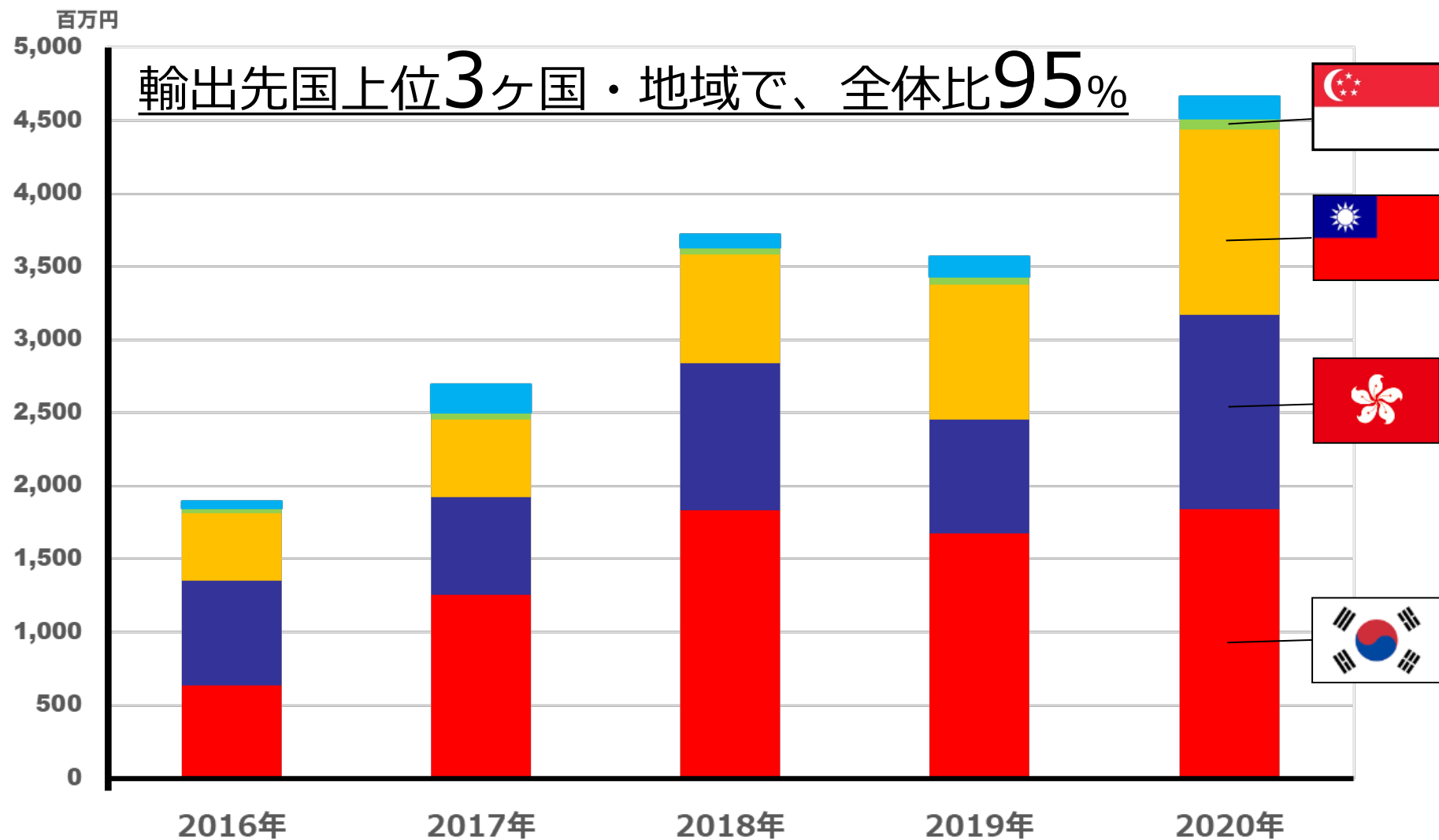


犬猫ペットフード製品・輸出金額推移



出典：財務省・通関統計データを編集

犬猫ペットフード製品・輸出先国別輸出金額推移



出典：財務省・通関統計データを編集

安定供給委員会が考える製品輸出の課題

1. 輸出先国が3ヶ国・地域で全体の95%占有
2. 牛由来原料におけるBSE問題
3. 放射能問題
4. 輸出先国政府から求められる製造施設

1. 農林水産省GFP会員の登録

(1) 当協会事務局も今月に会員登録

2. 輸出課題WEB調査へのご回答

(1) 後日、当協会事務局によりご案内

(2) 輸出実態調査

(3) 本セミナーに関するアンケート